

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

3023号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

全国町村長大会ひらく

◆全国森林環境税の実現に関する決議を採択=927町村長の総意を結集……………(2)

も	◆全国森林環境税の実現に関する決議を採択=927町村長の総意を結集……………(2)
く	・全国町村会会長挨拶……………(4)
じ	・来賓挨拶……………(6)
	・町村への応援メッセージ……………(18)
	・決議案提案理由説明……………(20)
	・大会決議・特別決議……………(23)
	・大会議長・大会司会者・記者会見……………(25)
	・全国町村長大会来賓氏名……………(26)
	・全国町村長大会要望……………(28)
活	東日本大震災の復興状況視察のため荒木会長が福島県と岩手県を訪問……………(47)
動	まち・ひと・しごと創生担当大臣と地方六団体との意見交換会に荒木会長が出席……………(48)
活	社会保障審議会介護保険部会に藤原顧問が出席……………(49)
活	国と地方のシステムワーキング・グループに河村行政委員会委員が出席……………(49)
活	公明党・総務部会ヒアリングに岩田副会長が出席……………(50)
活	自民党「予算・税制に関する政策懇談会」に汐見財政委員会委員長が出席……………(51)

◆全国町村長大会特集◆

全国森林環境税の実現に関する決議を採択

～ 927町村長の総意を結集～



全国町村会は11月29日正午から東京・渋谷のNHKホールで全国町村長大会を開催した。大会には、全国927の町村長、都道府県町村会関係者及び来賓の西村康稔内閣官房副長官、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、小倉將信総務大臣政務官、松本文明内閣府副大臣、竹下亘自由民主党総務会長、櫻井正人全国町村議会議長会会長など約1,300名が出席した。

大会は岩田利雄副会長（千葉県東庄町長）の司会が進められ、はじめに荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）が挨拶に立ち、「町村を取り巻く環境は極めて厳しいものがある。町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する課題、将来にわたる課題に一致結束して積極果敢に取り組んでいこう」と参加者に訴えた。

この後來賓挨拶に移り、内閣総理大臣代理の西村内閣官房副長官が「安倍内閣は、「地方の活力なくして、日本の活力なし」という基本姿勢で臨んでいく。町村長の皆様には、今後とも地域のリーダーとして先頭に立ち、町村の発展に遺憾なく力を発揮されることを期待する」と挨拶。引き続き、大島衆議院議長、伊達参議院議長、総務大臣代理・小倉総務大臣政務官、まち・ひと・しごと創生担当大臣代理・松本内閣府副大臣、竹下自由民主党総務会長、櫻井全国町村議会議長会会長がそれぞれ挨拶した。

なお大会に臨席した衆議院議員及び参議院議員は



166名(代理を含む)であり、本人出席者を紹介した。

ここで町村へのメッセージをいたしたため、東京大学名誉教授・福島大学教授 生源寺眞一氏が登壇、「時代の新たな流れを受けて、新たな決まりごとを地域社会みずから創出していくという、現場の取組を高く評価したい」と参集した町村長を激励した。

この後、大会議長に金森勝雄副会長(富山県舟橋村長)を選出し、議事に入った。議案については、大会運営委員会で決定した11項目の決議案を上程、政務調査会の各委員会委員長が提案理由を説明した。はじめに「一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の推進」など5項目を茂原庄二行政委員会委員長(群馬県甘楽町長)が、続いて「東日本大震災・熊本地震・豪雨災害等からの復興、全国的な防災・減災対策の強化、地方交付税等一般財源総額の確保」など3項目を汐見明男財政委員会委員長(京都府井手町長)が、「農林漁業の振興による農山漁村の振興・活性化」など3項目を黒木定蔵経済農林委員会委員長(宮崎県西米良村長)が、それぞれ決議案の趣旨を説明し、原案どおり決定した。

次に全国森林環境税の実現に関する特別決議案について、石橋良治副会長(島根県邑南町長)が提案理由を説明し、満場一致で決定。さらに34項目の大会要望も一括採択された。これらの決議、特別決議及び要望事項を実現するための実行運動方法については、地元選出国会議員、政府要路に対して、適宜有効な方法で行うことを決定し、13時30分に閉会した。

大会終了後の記者会見で、荒木全国町村会長は「町村を取り巻く環境は依然として厳しいが、本日の大会で活力ある地域づくりに向けて一致協力して頑張っていくことを確認できた。今後とも町村相互の連携を強固にして、困難な課題に取り組んでいきたい」と述べ、報道関係者の理解と協力を求めた。

会長あいさつ

町村の個性が光り輝き 希望の未来につながる支援を



全国町村会長 ^{あら き やす おみ} 荒木 泰臣

本日ここに、全国町村長大会を開催いたしましたところ、西村内閣官房副長官、大島衆議院議長、伊達参議院議長をはじめ、来賓各位には、政務ご多端の折にもかかわりませず、ご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、全国の町村長の皆様方には、遠路ご参集をいただき、心から感謝申し上げます。

私は、去る7月31日に歴史ある全国町村会の会長に就任をいたしました。職責の重さに身の引き締まる思いでございますが、皆様方のご協力を賜りながら、全力で職務を果たしてまいる所存です。

今年は、7月の九州北部豪雨災害をはじめ各地で甚大な被害が発生しました。災害でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された方々、被災された町村に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い被災地の復旧・復興が成し遂げられるよう念願し、関係の皆様とともに必要な対策を国に働きかけてまいります。

東日本大震災から6年8ヶ月余が経過しました。先般も、被災地を訪れ、関係町村の皆様方の献身的なご尽力により、復興が進められている状況をお伺いしました。そして、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされ、原発事故の影響を受けた地域ではようやく復旧が緒についたばかりであることなどに思いをいたしました。

昨年の熊本地震では、国から多くの「ご支援

もいただいておりますが、私自身被災地の町長として、同志である全国の町村の皆様からいただいた温かいご支援は、大きな心の支えとなりました。

被災した町村をお互いに助け合うことの尊さをあらためて噛みしめ、国に対しては、今後とも万全の財政支援措置等を講じていただくよう要請するとともに、どこでも起こりうる大規模災害に備え、防災・減災対策の強化を求めてまいります。

さて、安倍内閣の内政の重要課題である地方創生につきましては、私たち町村長が、現場からの地方創生を日本創生に繋げていくという強い覚悟のもと、地域の最前線で懸命に取り組んでおります。

国においては、町や村の個性が光り輝き、共鳴し、希望の未来につながるよう、これまでに以上に力強いご支援をお願いいたします。

次に、参議院の合区の早期解消であります。合区の弊害は明らかであり、地方創生にも逆行するものであります。都道府県を単位として、地域の事情や声を直接国政に反映させる仕組みは広く国民に定着しており、早急に合区を解消すべきであります。

次に、地方税財政について申し上げます。

町村が、自主性・自立性を発揮し、創意工夫を凝らしながら、安全安心な地域社会づくりや地方創生の取組を力強く進めていくためには、何よりも地方交付税等の自主財源の安

定的な確保が重要であります。

地方の基金の増加を問題視する議論がありますが、基金は各町村が徹底した行政改革を行い、財政支出の削減に努めながら、災害や公共施設の老朽化、将来の税収の変動等に備え、行っているものであります。こうした実態を踏まえ、基金の増加を理由に地方歳出を削減することは到底認められるものではありません。

国には、町村の生命線ともいふべき地方交付税総額をはじめとする一般財源の総額が確実に確保されるよう、強く求めてまいります。

また、税制改正においては、地方の貴重な税財源をしっかりと確保していかなければなりません。「ゴルフ場利用税」、「償却資産に係る固定資産税」は、町村にとっていずれも極めて貴重な財源であり、現行制度の堅持を強く求めてまいります。

次に、町村にとって、特に農林水産業の振興が重要であることはいつまでもありません。そして、農山漁村に人々が暮らし続けることによって、国土や景観、文化や風土が維持されていることを忘れてはなりません。

日本が真に豊かな国であり続けるためには、農林漁業と農山漁村がともに繁栄することが絶対条件といえます。

農山漁村は様々な可能性を有しております。地域と多様な関わりを持つ人々を更に拡大し、田園回帰の流れを加速させ、都市と農山漁村が共生する社会をつくっていくことが、

我が国の活力の維持のみならず新しい価値の創造に必須の取組だと確信しております。

最後に、本日「特別決議」としてご審議いただく「全国森林環境税」について申し上げます。

全国の町村が、国民共有のかけがえのない財産である森林を守ることに、地球温暖化の防止のみならず、災害に強い国土の保全、清らかな水資源のかん養など、都市、地方を問わず広く国民の一人一人が多大な恩恵を受けております。我々の悲願である「全国森林環境税」を、総力を結集して実現させてまいります。

なお、本日、再び北朝鮮が弾道ミサイルを発射したことに対し、全国知事会、全国市長会、全国町村会の三団体共同で挑発行為を即刻中止するよう抗議文書を出しました。国においては、今後とも、北朝鮮に対し、毅然とした姿勢で臨むよう要請してまいります。

以上、当面する町村を巡る政策課題について申し上げますが、町村を取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。だからこそ、本日この場に一堂に会した町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する課題、将来にわたる困難な課題に一致結束して、積極果敢に取り組んでいくではありませんか。

本大会が所期の成果を収めることができまふよう、ご参集の皆様方の格別のご協力をお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

来賓あいさつ

地方創生への挑戦を 情報、財政、人材面で積極的に支援



内閣総理大臣代理
内閣官房副長官

にしむら やすとし
西村 康稔

全国町村長大会が、本日、盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。

町村長の皆様には、日頃から地方自治の最前線で、地域社会の発展や住民福祉の向上に御尽力されていることに、心から敬意を表します。

安倍内閣は、この5年間、アベノミクス「改革の矢」を放ち続け、経済の好循環を生み出してきました。

就業地別の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超えており、この春、高校や大学を卒業した皆さんの就職率は過去最高です。正社員の有効求人倍率は調査開始以来、初めて1倍を超えました。

更に国民生活を豊かにすべく、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かってまいります。

「生産性革命」については、2020年度までの3年間で集中投資期間と位置付け、大胆な税制・予算・規制改革、あらゆる施策を総動員し、生産性を大きく押し上げることで、4年連続の賃上げの勢いを、全国津々浦々で更に力強いものとします。

また、人生百年時代を見据え、「人づくり革命」を断行し、一億総活躍社会を創り上げます。消費税の使い道を見直し、幼児教育無償化を一気に進め、待機児童の解消、介護人材の確保を進めるなど、子育て世代、子供たちに、大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型の制度へと大きく転換します。



これら2本柱の施策を具体化するため、12月上旬に新しい政策パッケージを取りまとめます。同時に、可能なものから速やかに実行に移してまいります。

少子高齢化の壁を乗り越えるため、優れた人材や知恵がある地方の力を最大限に活かしたいと思います。

『まち・ひと・しごと創生総合戦略』も中間年を迎えました。

町村の皆様が守り育てこられた、美しい自然、豊かな伝統や文化などを活かし、自らのアイデアで、自らの未来を切り拓く、自治体による地方創生への挑戦を、情報面、人材面、財政面から積極的に支援してまいります。

地方創生は、このような地方の持つ魅力を最大限活かし、学びにおいても、働く場としても、地方こそチャンスがあると若者たちが感じられるような個性豊かな地方をつくり上げていく挑戦であります。安倍内閣は、「地方の活力なくして、日本の活力なし」という基本姿勢で臨んでまいります。

町村長の皆様におかれては、今後とも、地域のリーダーとして先頭に立ち、町村の発展に遺憾なく力を発揮されますことにご期待申し上げるとともに、国が進める諸政策へのご理解、ご協力を改めてお願い申し上げます。

結びに、全国町村会の益々のご発展と、本日ご列席の皆様の一層のご活躍を祈念いたしまして、全国町村長大会の開催に際してのご挨拶とさせていただきます。

来賓あいさつ

持続可能な地域社会を 創生することが喫緊の課題



衆議院議長 おおしま 大島 ただもり 理森

本日、全国町村長大会が開催されるにあたり、一言、挨拶を申し上げます。

本年は、地方自治法が施行されてから七十周年を迎え、地方自治制度において極めて意義深い年であります。この間、町村長の皆様は、住民の多様なニーズに応じた施策を実現するとともに、地域が持つ多面的機能を最大限に活かして、伝統文化の継承や国土保全に取り組んでこられました。そして現在、地方の自主性及び自立性の拡大が進み、町村長の皆様の意思決定がますます重要になっております。このような状況において、町村議会と協働して、住民福祉の向上と地方自治の伸展のために、日頃からリーダーシップを発揮されている皆様方に、心から敬意を表します。

今日、町村においては、少子高齢化や大都市圏への人口流出により人口減少が進んでおり、持続可能な地域社会を創生することが喫緊の課題であります。地域資源を活用した産業の振興に努め、地方での生活基盤を構築するとともに、自然との共生を図り、自然豊かな地域社会を次世代に引き継いでいかなければなりません。衆議院といたしましても、関係委員会において審議や調査活動を進め、個性豊かで活力に満ちた町村の実現に向けて、引き続き尽力してまいります。

また、先ほど荒木会長がお話しされた北朝鮮ミサイル発射に対する町村会の皆様のご意思、しかと承ります。私も衆議院といたしましても、何らかの意思を表明し、発信してまいりたいと存じます。

結びに、本大会のご成功と、列席の皆様方の一層のご活躍とご健勝をお祈りして、一言、挨拶といたします。

来賓あいさつ

国と自治体が互いに協力し 活力ある地域社会の形成を



参議院議長 伊達 忠一

「ご挨拶に先立ち、本年7月の九州北部豪雨を始め、相次ぐ自然災害により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。被災地の復旧・復興に率先挺身取り組んでおられる関係各位に深く敬意と感謝の意を表します。」

本日ここに、全国町村長大会が開催されるに当たり、参議院を代表して一言ご挨拶を申し上げます。本日、ご列席の皆様は地方自治の最前線において、行政の最高責任者として、日夜、ご尽力いただいております。皆様の日頃のご労苦に対し、改めて深く敬意を表する次第です。

さて、今日、少子高齢化やグローバル化の進展にともない、新しい行政課題が次々に生じております。こうした様々な諸課題に的確に対応するため、各自治体は、懸命な取組を続けておられます。近年、地方分権改革や地方創生の環境整備が着実に進展する中で、町村においては、地域の実情に応じて、自主的かつ主体的な行政が展開されてきております。将来に向けて持続可能な活力ある地域社会を形成していくためにも、引き続き、国と地方自治体が互いに協力し、前進してまいりたいと存じます。

結びに、本日の大会が、実り多いものとなりますようご祈念申し上げますとともに、全国町村会のさらなる発展とご列席の皆様方の一層のご健勝、ご活躍を心よりお祈りいたしまして、私のお祝いの言葉といたします。

来賓あいさつ

地域経済の好循環の拡大に向け 町村の取組に期待



総務大臣代理
総務大臣政務官

おぐら まさのぶ
小倉 将信

全国町村長大会が、本日、盛大に開催されますことを、心よりお慶び申し上げます。

町村長の皆様におかれましては、日頃から、リーダーシップを発揮され、地方自治発展のためにご尽力をいただいておりますことに、深く敬意を表します。

昨年につき、本年も7月の九州北部豪雨など、各地で災害による甚大な被害が発生しています。

改めて、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

今後さらに多様化・大規模化が懸念される災害に的確に対応するため、緊急消防援助隊の強化や、消防団を中核とした地域防災体制の強化などに取り組んでまいります。

引き続きご協力いただきますよう、お願いいたします。

さて、私は、成熟期を迎え、人口減少時代に突入した日本は、性別や世代を超えて、全ての人々が支え合う持続可能な社会を目指すべきだと考えています。

そのため、限られた資源を有効に活用しながら、人々が力を合わせて幸せに暮らしていける、「落ち着いて、やさしく、持続可能な社会」の実現に向け、「多様性(ダイバーシティ)」「包摂(インクルー

ジョン)」「持続可能性(サステイナビリティ)」の3つの視点を重視して、政策を推進してまいります。

「多様性」に関しては、「一億総活躍社会」を実現する上でも、「女性の社会進出・活躍の推進」が特に重要なテーマとなります。

女性地方公務員や女性消防団員の皆様に活躍していただけるよう、積極的に支援してまいります。

次に、自らが望む生き方を選択し、豊かな生活環境を誰もが実現できるよう、一人ひとりの生き方に合う働き方を認める「包摂」の観点から、テレワークは極めて有効なツールであり、積極的に推進しています。

各団体におかれましても、積極的な取組をお願いします。

そして、国民生活の基盤となる地方行財政制度の「持続可能性」を追求することとはとりわけ重要です。

まず、「地方財政」に関しては、「基金の増加」などについて、経済財政諮問会議の民間議員や財政当局などから強い指摘を受けており、年末の地方財政対策の策定に向けて、激しい議論が予想されます。

地方交付税をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要な「一般財源総額」の確保に向け、力強いご支援を賜ります

よう、お願いいたします。

「地方税制改正」については、固定資産税の償却資産課税やゴルフ場利用税など、本年も与党税制調査会での激しい議論が予想されますが、地方税源の確保に向け、引き続きご支援をお願いします。

また、皆様からご要望をいただいている「森林環境税」については、先日、総務省に設置していた検討会から議論の成果をまとめた報告書を受け取ったところであり、これを基に、皆様のご意見も踏まえながら、丁寧に対応してまいります。

また、地域の資源を活用した雇用創出と消費拡大の推進、地域への「ヒト・情報」の流れの創出などを支援し、地域経済の好循環を更に拡大します。

加えて、シェアリングエコノミーを活用して地域の社会課題解決を図る取組を支援することで、地域における自助・公助に続く「共助の仕組み」を再構築します。

更に、地域におけるICTの活用推進のため、防災、農業、シェアリングエコノミーなど、「生活に身近な分野のIoTサービス」の実証事業を行っています。ここで得られた成果を水平展開し、地域への「IoTの実装」を進めていきます。

マイナンバー制度やマイナンバーカードについては、11月13日に、マイナンバー

の「情報連携」と「マイナポータル」の本格運用を開始しています。

「マイナポータル」の「子育てワンストップサービス」では、子育てに関するオンライン申請が可能となりました。国民の皆さまにメリットを実感していただけるよう、利便性の更なる向上に向け、引き続きご協力をお願いします。

こうした取組とあわせ、本格的な人口減少・高齢化の中で、地方公共団体が持続可能な形で行政サービスを提供できるよう、高齢者人口が最大となる2040年頃の行政課題を整理し、今後早急に取り組むべき対応策を検討してまいります。

地域の自立促進に向け、地域経済の好循環を拡大するためには、町村が持っている美しい景観や自然、伝統文化などの地域資源を活用した取組が重要であり、町村には大きな期待が寄せられています。

今後も、それぞれの町村が自主性・主体性を最大限に発揮して、特色ある地域づくりができるよう、総務省として、住民の代表である町村長の皆様と十分な意思疎通を図りながら、全力で取り組んでまいります。

結びに、全国町村会の益々のご発展と、ご臨席の皆様のご活躍をお祈り申し上げます。

来賓あいさつ

地方の若者の就学・就業を促進し 東京一極集中の是正を



まち・ひと・しごと創生担当大臣代理
内閣府副大臣

まつもと ふみあき
松本 文明

本日は、全国町村長大会がこのように盛大に開催されましたことを、心からお慶び申し上げます。また、平素より地方創生の推進にご尽力を頂いておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

本年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年を迎えており、地方創生の新展開を図ってまいります。

まず、地方の現状として若者の数がこの15年間で約3割減少しております。東京圏の転入超過数は、そのほとんどが大学進学時、就職時の若者となっております。

こうした状況を踏まえ、地方における若者の就学・就業を促進し、東京一極集中の是正を図るために、地方大学の振興として、地方大学・地域産業創生交付金の創設によって、日本全国や世界から優秀な学生が集まるような、キラリと光る地方大学づくりを進めること、東京の大学の新増設の抑制をして、既存の学部の改廃による学部の新増設などを除いて、原則として東京23区の大学の定員増を認めないこと、若者の雇用機会の創出として、奨学金返還支援制度の全国展開、地方拠点強化税制の延長・拡充によって企業の地方移転等を推進すること、この3



点について一体的に推進をまいります。

さらに、中山間地域等における小さな拠点の形成、地域運営組織の持続的な取組の支援を進めるとともに、子どもの農山漁村での宿泊体験活動を質・量ともにさらに充実させてまいります。

その他、政府関係機関の地方移転、中央省庁のサテライトオフィス等、国として多岐にわたる施策を進めてまいります。

国としては引き続いて、情報・人材・財政の地方創生版3本の矢で積極的に支援してまいります。

特に、地方創生推進交付金は予算確保や運用改善に努めるとともに、企業版ふるさと納税をさらなる制度の活用にも努めていきたいと思います。

皆様からのご意見を伺いながら、地方創生を一層推進してまいりたいと思っておりますので、全国町村会の皆様におかれましては、引き続き、積極的な取組を進めていただきますようお願いを申し上げます。

最後に、全国町村会とご参会の皆様、益々のご発展をお祈り申し上げ、挨拶いたします。



来賓あいさつ

地方を元気にするために 徹底した議論を



自由民主党総務会長

たけした
竹下わたる
亘

今年も全国町村長大会がこのように盛大に開催されましたことを心からお慶びを申し上げますとともに、自由民主党をお招きいただきましたことに心から感謝申し上げます。

さて、今朝3時18分、北朝鮮がまたミサイルを発射いたしました。4kmをはるかに超える高度に達し、青森沖200数十kmに落下をしたという状況でございました。当然、国家として、国家安全保障会議を午前6時前後から開催しましたし、自由民主党としても、緊急役員会を午前7時から開催し、対応について議論を重ねているところでございます。

本日お集まりの町村長の皆さん方は、まさにそれぞれの故郷で、地域住民の命と暮らしを守るといふ重要な役割を果たしていただくと同時に、いつ起こるか分からない様々な災害等に対して、24時間体制で対応しておられることに、改めて敬意を表する次第でございます。

さて、自由民主党は、「地方を元気にする」ということを大きな目標にして、地方創生という旗を立て、頑張っているところでございます。まだ、すべての地方が「元気になったな」、あるいは「景気が良くなったな」という温かさを感じ



られるまでには至っておりません。もっとやらなければならないという強い思いで対応しているところでございます。

私自身は、人口3、800人の小さな町で、生まれ育ちましたので、「なんと

しても故郷（ふるさと）を守り抜くんだ」ということを自らの政治信条の一番に掲げて、今まで政治活動をしてまいりました。それは、自由民主党の思いと同じであります。都会だけが元気の良い訳がありません

。都会と地方が共

に元気にならないければ、本当の日本ではないという強い思いを持って、これから皆さんとスクラムを組んで歩いていく決意をしております。

さて、これから税制に関する議論が活発になってきますが、我々は地方の小さな自治体の行財政運営が滞らないことを大前提に、激しく議論を戦わせ、成果をあげていかなければならないと思っております。

また、森林環境税についても、導入することは決定して

りますが、どのような形でいつから導入するか、今年中に結論を出さなければなりません。森林環境税の導入を、山を守り、故郷（ふるさと）を守り抜くための一助にしていかなければならないと考えております。

そして、消費税が引き上がる際に、少しでも多く地方に配分されるようにできないかという議論を、スタートさせたところでございます。これはなかなか一筋縄でいく話ではありませんが、我々は、地方にそうした財源が配分されるようにしなければ、現状でも厳しい地方はますます大変になるという危機感を持って、こうした議論にも立ち向かっていこうと考えております。

いよいよ来年度の予算編成が始まります。自由民主党は、「地方が元気になる方法を徹底的に追求する」という、地域に根ざした政党であるという自覚を持って、懸命に頑張っていかなければならないと考えております。

「故郷（ふるさと）を守り抜きましょう。地方を元気にしましょう」、皆さんと一緒に力を合わせて頑張っていくことを、お誓いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

来賓あいさつ

結束を強固にして 町村の諸課題の解決に邁進



全国町村議会議長会会長 さくら い 櫻井 まさ と 正人

町村長の皆様には、日頃から、町村行政の中枢にあつて、住民福祉の向上と地域の発展のため、日夜、献身的なご努力と情熱を傾けておられることに心から敬意を表しますとともに、全国町村議会議長会の活動に対し格別のご高配を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

去る11月1日、圧倒的な国民の信託を得て、第四次安倍内閣が発足いたしました。

政策の安定と継続は、中長期的な視野に立つて行財政運営にあたっている地方にとつても重要なファクターであります。

とりわけ、国との協力体制で進めている「地方創生」の取組は、すでに総合戦略の中間年に入っており、本格的な事業展開を始めた地方にとつては、制度及び財政両面での継続的な支援が不可欠であります。

本会といたしましても、全国町村会と連携をとりながら、国に対して、まち・ひと・しごと創生事業費の拡充、地方交付税総額と合わせ一般財源の充実確保、「地方創生推進交付金」の拡充など、地方創生の推進に必要な予算を確保されるよう、意見を申し述べてまいりたいと考えております。

また、税制改正については、廃止・見直し論が再燃するとみられている「償却資産に係る固定資産税」及び「ゴルフ場利用税」は是が非でも堅持させること、町村にとつて永年の悲願であった「森林環境税」の導入は必ず実現させることを念頭に、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築に向け



気概をもって取り組む所存であります。

さて、我が国の地方自治制度は二元代表制が採用されていることから、首長と議会は「車の両輪」に例えられてきました。

これは、執行機関である「首長」と議決機関である「議会」が、お互いにチェック・アンド・バランスの機能を発揮することで、適正な行政運営が行われることを象徴的に表現したものと理解しておりますが、多様化が進む中で、首長と議会のふたつの車輪、即ち「二輪駆動」では、個性豊かで持続可能な地域社会を築けるとは思えません。

これからの時代は、「長」と「議会」の公の車輪に、「住民」と「経済産業界」といった民間の車輪を協働させた「四輪駆動」で、山積する困難を乗り越え、故郷を創生していくべきであると私は考えております。

私も「町村議会」と皆様方「町村長」は住民に対する立場こそ違いますが、「町村を守る」、「ふるさとを守る」との思いは共通認識であります。

これからも荒木会長の強いリーダーシップのもと、全国町村会の声が国政にしっかりと反映されることを願いますとともに、我々も、皆様方との結束をより強固にして、町村における諸課題の解決に邁進してまいりる所存であります。

終わりに、全国町村会のさらなるご発展とご参集の皆様方のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、私の祝辞とさせていただきます。





東京大学名誉教授
福島大学教授

しょうげんじ しんいち
生源寺 真一

町村への応援メッセージ

地域社会みずからの ルール作りの取組を評価

全国町村長大会のご盛会を心からお慶び申し上げます。また、このような栄えある場においてメッセージをお届けする機会を頂戴したことに対しまして、改めて感謝申し上げる次第であります。

現在、私は福島大学において農学系の学部を新設する仕事のお手伝いをしております。4月に着任したわけですが、農業・農村や食品産業の現場に帰ってきたとの思いがあります。と申しますのは、大学で教鞭をとる以前の20代から30代にかけての11年間は国の農業試験場に勤務しており、とくに関東・東北・東海地域と北海道の農村に文字通り密着して調査研究に没頭していたからです。福島の地においては、東日本大震災、とりわけ原発事故の災禍からの復興の道のりが容易ならざるものであることを覚悟の上で、微力を尽くしてまいりたいと念じております。

このところ、もうひとつ町村の現場との触れ合いを実感する機会をいただいております。全国町村会が昨年立ち上げた地域農政未来塾の塾長を拝命していることによります。講義や論文指導や交流会などの場で、若手の町村職員の声に接することで、私のような農業経済や農業政策の専門家にとっても貴重な経験が得られるのです。例

えば、町村役場には異なる分野の行政を経験した職員も多く、そもそも異なる分野の職員と隣り合わせの毎日であることについて、縦割りの国の行政にはない強みだと再認識させていただいたことも貴重な経験のひとつです。

ひとくちに町村と言っても、実に幅が広く、それぞれに個性的であることも間違いありません。けれども本日は、そんな中でも農業・農村や食品産業に共通する要素に着目し、私なりの考えを申し上げてメッセージに代えることにしたいと思います。まずは、ふたつの新たな流れを確認することにしませう。

第1に、農業が職業として選ばれる時代になったことです。2016年の44歳以下の新規就農者は1万9千人でしたが、そのうち4割が農業法人などで就農した雇用就農者であり、1割は農地や資金を調達して農業をスタートした新規参入者でした。これらの大半は非農家出身者だったはずですが。親元就農はいまや半数なのです。親元就農の場合も長男以外のケースが珍しくありません。現代の農業は職業として選ばれる産業なのです。

第2の新しい流れは経済成長期から続いているもので、農業と食品産業のつながりが緊密になったことです。近

年では、年間70兆円を超える飲食費の8割以上が加工品や外食に支出されています。農業や漁業の川下に位置する食品製造業・食品流通業・外食産業の厚みが増しているのです。そんな中で、農業経営者自身が農産物の加工や販売、あるいは農家レストランに取り組むケースが各地に現れています。農業経営だからと言って、ビジネスの領域を産業分類上の農業に限定する理由はどこにもないのです。

いま申し上げたふたつの新たな流れについて、どの町村にも思い当たるケースがありだろうと思います。なかには優れた先進事例として、いわばロールモデルとして紹介すべき取組もあるでしょう。反対に、挫折した例の原因に関する情報も、あとに続く挑戦者を支えるうえで大切です。同時に、農業・農村と食品産業には、新たな流れとともに、本質的に変わることのない要素のある点を押さえておくことも大切です。ふたつのポイントを確認しておきたいと思います。

ひとつは、食料がこれなしでは生きていくことができないという意味で絶対的な必需品だという点です。また、現代の食品の選択幅は実に広くなりましたが、毎日の食習慣には意外に保守的な面があります。そんな食べ物の本

質は、食料・食品をめぐる産業の特徴にも反映されています。ひとつで表現するならば、概して大儲けはできないけれども、好況・不況に振り回されることのない安定性を発揮し続けているのです。象徴的だったのが2008年9月のリーマンショック後の状況で、産業全体や製造業の景気判断が無残にもガタ落ちだったのに対して、食品製造業は多少の下振れにとどまっていました。地元に着して安定的な雇用力を発揮する食の産業は、今後の日本の地域社会を支える有力な基盤だというのが、私自身の見立てであります。

もうひとつの変換することのない本質的な要素は、農林漁業の基盤である地域資源、したがって私たちの衣食住を支えている地域資源が合理的に維持・管理され、世代を超えて継承されてきた点です。そこでは地域社会、つまりコミュニティの共同行動が不可欠の役割を果たしてきました。例えば水田地帯の農業用水路の維持管理は集落の共同行動に支えられてきました。基幹的な水利施設については土地改良区といった公的な組織が責任を持つケースも多いのですが、そのベースには地域のコミュニティが機能しているのが普通です。

もっとも、水田農業も技術革新と無

縁ではありませんし、先ほど申し上げたように、村の外で育った非農家出身者が農作業に精を出すケースも出始めています。こうなりますと、地域のコミュニティのルールであつても、決まりごとが通用しない面も出てくるはずです。決まりごとだから従いなさい、と押し付けることができないわけです。

けれども、過去の歴史を振り返るならば、農業技術の進歩や経済環境の変化を受けて、地域の共同行動のあり方やそのためのルールも大なり小なり変化を遂げてきたことを確認できます。従来からの「決まりごと」が通用しなくなったときには、新たに改訂版の「決まりごと」を生み出してきたわけです。大切なことは、地域社会自身が知恵を絞ることによって新たなルールを創り出してきた点にあります。

このように申し上げながら、私の頭に浮かんでいるのは2009年に女性ではじめてノーベル経済学賞を受賞したアメリカのエリノア・オストロムの功績です。オストロムはもともと政治学者でしたが、水資源・森林・牧草地などの地域の資源の維持管理について実証的・理論的に研究を重ねた結果、国境と歴史を越えて発揮されてきた人間の知恵の共通項を明らかにしました。個々人が利己的に行動すれば崩壊

してしまう資源について、これを自主的にコントロールしてきたルールを、数学的な手法も用いながら定式化したのです。それまでは市場経済と国家の政策だけが考慮される傾向のあった資源管理の理論に、コミュニティの共同行動が明確に位置づけられたわけです。

町村の地域資源の例として申し上げた農業用水をめぐる維持管理のルールは、文字通りローカルなルールです。農業用水以外にも、町村の現場にはさまざまなローカルなルールがあるはずです。けれども、オストロムの定式化が雄弁に物語っているとおり、それぞれのローカルな取組は、国境を越えて、また、歴史を貫いて発揮されてきた人類の知恵の具体例にほかならないのです。

一般には知られていない外国人の名前を持ち出してしまいました。他意はございません。時代の新たな流れを受けて、新たな決まりごとを地域社会みずから創出していく。そんな町村の現場の取組について、高く評価させていただきたかったからです。地域社会みずからのルール作りの大切さを改めて強調して、私からの拙いメッセージの結びとさせていただきます。(清聴、ありがとございました。)

決議案

提案理由説明

行政委員会



行政委員会委員長 群馬県甘楽町長

茂原 莊一

私からは、五つの決議案について、提案理由をご説明いたします。
第一に決議の二番目、「一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること」についてであります。

安倍内閣におかれましては、地方創生を内政の重要課題に掲げております。私ども町村長も、地方創生を日本創生に繋げていくという強い覚悟を持って、地域の活性化に懸命に取り組んでおります。そのため、地域産業の振興、人材の育成、子育て支援、安心安全なまちづくり等、町村が知恵を

絞り推進する地方創生への取組に、力強い支援を求めるものであります。

第二に決議の三番目、「地方分権改革を推進すること」についてであります。地方分権改革に関する「提案募集方式」が導入されてから四年目を迎えました。地方からの提案が実現するよう求めるとともに、地域自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができる、地方分権改革の推進を強く求めるものであります。

第三に決議の四番目、「道州制は導入しないこと」についてであります。道州制の導入は、財源があり投資力のある大都市圏がますます豊かになる一方、財源に乏しい町村はますます疲弊し、地域間格差が一層拡大するなどの理由により、私どもは一貫して反対し続けてまいりました。

引き続き、道州制の導入について反対を求めるものであります。
第四に決議の五番目、「参議院の合区を早急に解消すること」についてであります。

昨年、憲政史上、初めて合区による選挙が実施されました。合区の弊害は明らかであり、地方創生にも逆行するものであります。都道府県を単位として、地域の実情や声を直接国政に反映させる現在の仕組みが、広く国民に浸透・定着していることから、早急に合区を解消すべきであります。

第五は決議の十一番目、「領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと」についてであります。

国の平和と国民生活の安全・安心を守ることは、国家が果たすべき最大の責務であります。その責務を果たすため、強力な外交交渉や、国内外に対する適切な広報啓発活動を行うとともに、なによりも関係諸国に対して毅然とした姿勢で臨むことを国に求めるものであります。

以上、五点について、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

決議案

提案理由説明

財政委員会



財政委員会委員長 京都府井手町長

汐見 明 男

私からは、三つの決議案について、提案理由をご説明いたします。

第一に、決議の一番目、「東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害等からの復興の加速化等」についてであります。

東日本大震災からの復興並びに、熊本地震、九州北部を中心とした集中豪雨等による大規模災害の被災町村の一日も早い復旧・復興を果たしていくため、万全の財政措置を講じるとともに、全国的な防災・減災対策の強化を求めるものであります。

第二に、決議の六番目、「地方交付税等の一般財源総額の確保」についてであります。

地方の基金の増加を問題視する議論がありますが、基金は、各町村が厳しい財政事情の中で徹底した行政改革を行い、歳出抑制に努めながら行っているものであり、基金の増加を理由に地方歳出の削減を行うことがあってはなりません。町村にとって命綱である地方交付税等の一般財源総額の確実な確保を求めるものであります。

第三に、七番目、「ゴルフ場利用税及び償却資産にかかる固定資産税の堅持」についてであります。

ゴルフ場利用税は、山林原野が多く財源に乏しい所在町村にとって極めて重要な財源であり、これに代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度の堅持を求めるものであります。

また、償却資産にかかる固定資産税については、時限的な軽減措置のなし崩し的な対象拡大や期間延長は行わないよう求めるものであります。

以上、三点について、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。



決議案

提案理由説明

経済農林委員会



経済農林委員会委員長 宮崎県西米良村長

黒木 定蔵

私からは三つの決議案について、ご説明申し上げます。
第一に決議の八番目、「農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること」についてであります。

農林漁業は、国民の生命を支える食料の安全保障に関わる重要な産業であります。その振興と農山漁村の再生・活性化を図ることは、地域が将来にわたり持続・発展するためにも重要であります。

第二に決議の九番目、「田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること」についてであります。



近年、田園回帰する人が増加しております。都会の生活では得られない恵まれた自然やゆったりとした環境に、自分や家族の将来を託そうとしています。地域の人々とふれあい、豊かな心を持ち互いに支え合う暮らし方に、確かな手応えを感じているのです。

田園回帰を促進し、都市と農山漁村の共生社会の実現が求められています。

第三に決議の十番目、「農林漁業者が将来に希望を持てるよう、TPP・EPA対策に万全を期すこと」についてであります。

TPPについては、参加十一カ国により新たに大筋合意がなされ、日欧EPAについては、早期合意を目指している状況にありますが、発効により、小規模農家や中山間地域の農業に影響を及ぼすことが懸念されております。

農林漁業に従事する人々の不安を払拭し、将来に希望を抱き、安心して生産活動と地域での暮らしを継続できるよう、万全の対策が必要であります。

以上、三つの決議案について、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

決 議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災、熊本地震及び集中豪雨等による大規模災害の被災地における復旧・復興をはじめ、一億総活躍の実現に向けた更なる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害等からの復興の加速化を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
- 一、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。
- 一、地方分権改革を推進すること。
- 一、道州制は導入しないこと。
- 一、参議院の合区を早急に解消すること。
- 一、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
- 一、ゴルフ場利用税及び償却資産に係る固定資産税を堅持すること。
- 一、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。
- 一、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 一、農林漁業者が将来に希望をもてるよう、ＴＰＰ・日欧ＥＰＡ対策に万全を期すこと。
- 一、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

平成29年11月29日
全国町村長大会

全国森林環境税の実現に関する特別決議

森林は、国民共有のかけがえのない財産であり、将来にわたり森林を守り育てていくことは、地球温暖化の防止のみならず、災害に強い国土の保全、清らかな水資源のかん養など、安心して豊かな国民生活を維持していく上で極めて重要な役割を果たし、都市、地方を問わず広く国民の一人一人が多大な恩恵を受けるものである。そしてその重要な担い手がまさに山林を多く抱える町村である。

しかしながら、町村の森林の現場においては、森林所有者の特定の困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。森林の現場に近く、所有者に最も身近な存在である町村が、こうした課題に主体的かつ積極的に取り組み、森林・林業施策の推進を通して国民の生活を支える重要な役割を十分に果たしていくためには、何よりも、町村の森林整備等に必要な恒久的で安定的な財源の確保・充実が不可欠である。

この喫緊の課題に対処するため、政府・与党は、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向け、平成30年度税制改正において結論を得ることとしている。

全国森林環境税の創設は、町村の長年の悲願であり、我々は、平成30年度税制改正において確実に全国森林環境税が実現されるよう強く求めるものである。

平成29年11月29日

全国町村長大会

▶ 特別決議案を上程する

全国町村会副会長 島根県邑南町長

いし ばし りょう じ
石 橋 良 治



大会議長

全国町村会副会長 富山県舟橋村長

かな もり かつ お
金 森 勝 雄



大会司会者

全国町村会副会長 千葉県東庄町長

いわ た とし お
岩 田 利 雄



記者会見

- ▶ 大会終了後の記者会見。
会見者は、右から石橋副会長、金森副会長、
荒木会長、岩田副会長。



全国町村長大会来賓氏名

全国町村長大会には、次の国会議員（来賓挨拶をされた大臣等を除く）の方々が来賓としてご出席下さいました。衆・参両院議員は166名（本人出席者40名・衆議院議員33名・参議院議員7名 代理出席者は126名・衆議院議員74名・参議院議員52名）。来賓の方々のお名前は次のとおりです。
（敬称略・順不同）

本人出席者

（衆議院議員）

（33名）

（小選挙区）

道下大樹 北海道

中村裕之 〃

逢坂誠二 〃

武部 新 〃

階 猛 岩手

西村明宏 宮城

伊藤信太郎 〃

葉梨康弘 茨城

山口泰明 埼玉

三ツ林裕巳 〃

牧島かれん 神奈川

西田昭二 石川

高木 毅 福井

宮下一郎 長野

棚橋泰文 岐阜

谷 公一 兵庫

高市早苗 奈良

田野瀬太道 〃

岸 信夫 山口

後藤田正純 徳島

山口俊一 〃

広田 一 高知

衛藤征士郎 大分

玉城デニー 沖縄

（比例区）

佐藤英道 北海道

本多平直 〃

高橋ひなこ 東北

藤原 崇 〃

務台俊介 北陸信越

安藤高夫 東京

松田 功 東海

本村伸子 〃

池田道孝 中国

（参議院議員）

（7名）

島村 大 神奈川

里見隆治 愛知

藤川政人 〃

倉林明子 京都

（比例区）

岩 渕 友 比例

高階恵美子 〃

橋本聖子 〃

代理出席者

（衆議院議員）

（74名）

（小選挙区）

吉川貴盛 北海道

和田義明 〃

佐々木隆博 〃

堀井 学 〃

津島 淳 青森

木村次郎 〃

鈴木俊一 岩手

富樫博之 秋田

御法川信英 〃

鈴木憲和 山形

金子恵美 福島

菅家一郎 〃

築 和生 栃木

福田達夫 群馬

小淵優子 〃

柴山昌彦 埼玉

大塚 拓 〃

櫻田義孝 千葉

森 英介 〃

井上信治 東京

高鳥修一 新潟

宮腰光寛 富山

橋 慶一郎 〃

佐々木 紀 石川

堀内詔子 山梨

武藤容治 岐阜

田村憲久 三重

三ツ矢憲生 〃

小寺裕雄 滋賀

本田太郎 京都



丸山ほだか	大阪	亀岡偉民	東北	関口昌一	埼玉	長峯 誠	宮崎
石田真敏	和歌山	中谷真一	南関東	古川俊治	〃	尾辻秀久	鹿児島
石破 茂	鳥取	畑野君枝	〃	石井準一	千葉	野村哲郎	〃
赤澤亮正	〃	宮川典子	〃	猪口邦子	〃	アントニオ猪木	比例
あべ俊子	岡山	細田健一	北陸信越	朝日健太郎	東京	市田忠義	〃
加藤勝信	〃	伊藤 渉	東海	丸川珠代	〃	今井絵理子	〃
岸田文雄	広島	大口善徳	〃	野上浩太郎	富山	太田房江	〃
河井克行	〃	奥野信亮	近畿	滝波宏文	福井	片山虎之助	〃
新谷正義	〃	小島敏文	中国	吉田博美	長野	木村義雄	〃
佐藤公治	〃	古田圭一	〃	大野泰正	岐阜	北村経夫	〃
大野敬太郎	香川	三浦 靖	〃	渡辺猛之	〃	中西 哲	〃
山本公一	愛媛	武内則男	四国	平山佐知子	静岡	藤木真也	〃
宮内秀樹	福岡	山本有二	〃	酒井庸行	愛知	山下芳生	〃
麻生太郎	〃	今村雅弘	九州	吉川ゆうみ	三重	山田 宏	〃
三原朝彦	〃	園田博之	〃	二之湯武史	滋賀	渡辺喜美	〃
山本幸三	〃	古川 康	〃	佐藤 啓	奈良		
武田良太	〃	矢上雅義	〃	堀井 巖	〃		
原口一博	佐賀	(参議院議員)		鶴保庸介	和歌山		
大串博志	〃	(52名)		舞立昇治	鳥取		
西岡秀子	長崎	滝沢 求	青森	島田三郎	島根	(小選挙区)	
加藤寛治	〃	石井浩郎	秋田	小野田紀美	岡山	尾身朝子	群馬
木原 稔	熊本	中泉松司	〃	中西祐介	徳島	大島 敦	埼玉
坂本哲志	〃	大沼みずほ	山形	井原 巧	愛媛	松野博一	千葉
金子恭之	〃	増子輝彦	福島	山本順三	〃	松本 純	神奈川
岩屋 毅	大分	森 まさこ	〃	大家敏志	福岡	後藤茂之	長野
金子万寿夫	鹿児島	上野通子	栃木	古賀之士	〃	(比例区)	
(比例区)		高橋克法	〃	福岡資麿	佐賀	中根一幸	北関東
江渡聡徳	東北	山本一太	群馬	松村祥史	熊本	中谷一馬	南関東

もとむら賀太郎 南関東
太田昌孝 北陸信越
関 健一郎 東海
小川淳也 四国
(参議院議員)

(2名)

足立敏之 比例
太田房江 〃



全国町村長大要望

1、大規模震災からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化

東日本大震災から6年余が経過し、国は、平成28年度以降の5年間で「復興・創生期間」と位置づけ、必要な支援を確実に実施していくこととしているが、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきが見られるほか、福島第一原発事故の影響を受けた地域では、いまだ多くの住民が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされているなど、依然として厳しい状況に置かれている。

また、昨年4月に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震（平成28年熊本地震）は、熊本県を中心に甚大な人的・物的被害をもたらした。被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところである。さらに、近年、台風・集中豪雨等の災害が頻発している。これらに対処する被災町村の財政基盤は脆弱であり、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

加えて、我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限にとどめるため、大地震やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、国は次の事項を実現すること。

I、東日本大震災からの復興

1、復旧・復興が完了するまでの間の国に

よる万全な財政支援等

「復興・創生期間」においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実に円滑に推進できるよう、国は、「基本方針」（平成28年3月11日閣議決定）に基づき、万全な財政措置を講ずること。

また、3年後を目途に必要な見直しを行うとされる「基本方針」については、被災地の実情をしっかりと捉え、復興の総仕上げに向け、必要な見直しを行うこと。

2、医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援

(1) 被災者・避難者に対する医療・福祉サービスの安定的・持続的に提供するため、必要な医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うこと。

(2) 高齢者を始めとする被災者・避難者、児童・生徒及び教職員の心のケアについて、十分な支援を講ずること。

(3) 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」を延長するとともに、同センターの出張所を存続させること。

3、地域産業の復興支援

(1) 農林水産業の復旧・復興に向け、農業・農村の復興マスタープラン及び水産基本計画等によって着実に推進すること。

(2) 福島第一原発事故に伴う風評被害により、日本産食品の輸入停止、又は証明書を要求する国・地域が、現在でもなお多数に

及んでいるため、簡易放射性物質を迅速かつ効率的に検査する方法を開発するとともに、諸外国による輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉を強力に推進すること。

(3) 被災した事業者の事業再生のために、二重債務問題等の解決に向け引き続き債権買取支援等を行うため、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間の延長及び産業復興相談センター事業、中小企業グループ施設等復旧整備補助事業を継続すること。

4、公共施設等の復旧・復興

(1) 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足、資材の不足や高騰について、早急に対策を講ずること。特に2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設需要の高まりが復興事業に影響を及ぼさないよう、対策を講ずること。

(2) 復興道路、復興支援道路の早期の全線開通を図ること。

また、公共交通確保の観点から鉄道の早期復旧についても、強力な支援を行うこと。

(3) 津波によって破壊された防波堤や防潮堤等のインフラ整備を着実に実行すること。

(4) 被災した医療機関の施設・設備の整備等について、万全の財政措置を講ずること。

(5) 所有者不明土地の財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与し、被災市町村が適切な管理を行えるようにすること。

5、被災市町村への人的支援

全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣

については、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。

II、原子力災害対策

1、原発事故の早期収束と廃炉・汚染水対策の着実な実施

「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」を踏まえ、福島第一原発事故の早期収束に万全を期すこと。

特に汚染水問題を含む廃炉に向けた取組については、「中長期ロードマップ」に沿って国の責任において着実に実施すること。また、作業員や現場を管理・監督できる人材の育成・確保に国として積極的に取り組むこと。

2、住民帰還に向けた環境整備と被災者等への支援の充実

(1) 避難指示解除区域への帰還に向けた環境整備を促進するため住民全てが将来に希望を持てるよう、帰還者への十分な生活再建支援とともに、教育、医療、介護・福祉、商業施設の復旧・再開・営業継続、道路や上下水道の復旧・整備、地域公共交通網の形成に向けた支援を強化すること。

特に、保健医療福祉を担う人材不足が極めて深刻であることから、医師・看護職員、介護職員等の人材確保に向けた支援を強化すること。

(2) 帰還困難区域内に整備される「特定復興再生拠点」の区域認定に際しては、地元市町村の意向を最大限尊重し、柔軟かつ円滑に認定すること。また、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域についても、将来の避難指示解除による住民帰還に向けた除染やインフラ整備などへの支援を講ずる

こと。

こと。

(3) 避難指示解除区域における防犯・防火対策を更に強化するため、十分な支援を講じること。

(4) 避難指示区域等で増殖した野生鳥獣が周辺地域を含め、甚大な被害を及ぼしていることから、住民帰還に向けた環境整備を進めるため、抜本的な鳥獣被害防止対策を講じること。

(5) 災害弱者である高齢者に対する支援を強化すること。

(6) 子ども・被災者生活支援法に基づく施策の実施対象となる地域の指定については、被災者の意見や地域の実情に十分配慮し、真に被災者が必要とする施策を講じること。

また、放射性物質の健康に対する影響は将来的に顕在化するとされているため、福島県や影響が及んでいる他の地域の住民に対する健康検査や疾病予防、治療等に万全の措置を講じること。

(7) 避難児童・生徒へのいじめの未然防止や早期発見、心のケアを含めたいじめへの対応など、教育委員会や学校が行う取組への支援を強化すること。

また、避難児童・生徒へのいじめの根本には、原発被災地や放射線に対する偏見や誤解によることが大きいことから、児童・生徒はもとより保護者も含め、原発被災地・放射線への正しい知識を学ぶ機会を設けること。

3、被害の実態に見合った賠償と賠償請求未了者への周知等

原子力損害の賠償に当たっては、被害の

実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行うこと。

また、賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談等を始め、商工業者・農林業者の営業損害や個別請求に対し、誠意ある対応を徹底させるとともに、不利益の生じることのないよう、相当因果関係がある損害が継続する限り、確実に賠償させること。

4、除染の徹底と放射性廃棄物処理の加速化

(1) フォローアップ除染の実施など除染後の線量実態に応じた必要な措置を確実に実施すること。

(2) 間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、農業用ダム・ため池の放射性物質対策を加速化すること。

また環境省の除染ガイドラインで除染対象外とされた農業用以外のダム・ため池、河川、湖沼についても、環境回復の現状を踏まえ、除染対象とすること。

(3) 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」による工程の確実な達成に向け、地権者等への丁寧な説明を行いながら用地取得を促進させ、中間貯蔵施設の整備を加速化するとともに、管理型処分場を含め、国が責任をもって福島県内で仮置きされている全ての放射性廃棄物を安全に管理・貯蔵すること。

5、風評被害払拭に向けた取組の強化

原発事故から6年の歳月が過ぎた現在も、福島県産農林水産物は、いわゆる「買いたたき」により品質に見合わない低い価格での取引が続いていることから、風評払拭に向けた販売等の実態調査や当該調査結

果に基づく指導・助言等を確実に講じるなど、福島県産農林水産物の風評被害払拭に向けた取組の強化を図ること。

6、復興庁機能の存続

原子力災害からの復興・再生に不可欠である復興庁機能については、平成33年度以降も存続させるとともに、機能強化を図ること。

7、原発の安全規制等の在り方

(1) 原発の安全規制等については、原発行政に対する国民の不安と不信が払拭されていないため、国民の信頼回復に向け万全を期すこと。

特に、原発事故から得た教訓等を今後の安全規制や原子力政策に確実に反映させること。

(2) 原発の再稼働に当たっては、電力需給の見込みだけで判断するのではなく、未曾有の自然災害等を想定した安全面の検証を徹底し、地元自治体や住民の納得を得た後に再稼働の是非を決めること。

(3) 原発立地地域等の住民の安全・安心を確保するため、緊急避難用道路や災害用重機搬入路等を早急に整備するとともに、原子力防災対策の在り方について科学的知見に基づき見直すこと。

(4) 有事に備えた原子力発電施設等の防護対策を強化すること。

Ⅱ、平成28年熊本地震からの復旧・復興対策

被災町村全てが一日も早い復旧・復興を果たしていくためには、国による万全な支援が不可欠であることから、下記事項について特段の措置を講じること。

(1) 新たな補助制度の創設、補助率の高上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、中長期的な予算の確保を含め、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じること。

(2) 住居を失った住民で再建が困難な者に対する災害公営住宅等を速やかに提供できるよう、最大限の支援と財政措置を講じること。

(3) 住宅の解体や災害廃棄物の処理については、2年以内を目標としているが、最後まで全面的な支援を行うこと。

(4) 田畑などの農地・園芸施設・農業用水施設・畜舎等の被害や、これに伴う播種・田植え・収穫・出荷作業などの困難に対処するため、被災生産者の営農・生活支援を始め、被害調査・施設等の復旧などについて、財政面を含め、全面的に支援すること。

(5) 崩壊・崩落した道路・橋梁等の早期復旧に全力を挙げるとともに、被災したJR九州豊肥本線や南阿蘇鉄道の日も早い開通に向け強力な支援を行うこと。

(6) 被災した医療施設・介護施設・福祉施設等の再開やサービス提供の継続に対し、医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うとともに、高齢者や障害者を始めとする被災者の心のケアについて、十分な支援を講じること。

(7) 震災や風評被害等を受けた商工業、観光業等が早期に事業再開できるよう、税財政支援、金融支援の拡充を行うこと。あわせて、九州の観光地・観光施設についての正確な情報を国内外に発信することともに、観光客の誘致について支援すること。

(8) 農業、商工業、観光業など基幹産業に大きな打撃を被った町村では、税収の減少により今後、長期にわたって税収不足が懸念されるため、行政に支障が生じないよう、特段の財政措置を講じること。

(9) 全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

Ⅳ、集中豪雨等による大規模災害からの復旧・復興

1、今年の記録的な豪雨により、九州北部等で河川の氾濫や土砂崩れなどによる甚大な被害が発生したことから、被災地の復旧・復興対策等に係る財政負担の軽減のため、国庫補助金や特別交付税を始めた地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

2、九州北部豪雨災害からの復旧・復興を支援するため、全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

V、全国的な防災・減災対策の強化

1、大震災等災害対策の確立

(1) 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」が円滑に運用でき

るよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、火山災害、大規模水害など今後懸念される巨大災害や複合災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

(2) 改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の補助対象基準の緩和など、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

(3) 今後起こり得る大規模災害に対応するため、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保するとともに、全国的な防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など十分な財政措置を講じること。

また、地震防災対策用資産の取得促進に係る税制上の優遇措置の対象エリアを拡大すること。

さらに、大規模災害時に生じる災害廃棄物の処理については、被災町村の負担とならないよう、国において万全の財政支援措置を講じること。

(4) 固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化すること。

また、衛星携帯電話の整備やAM・FMラジオの難聴地域の解消等、地域の防災力向上に対する十分な財政措置を講じること。

(5) 被災者生活再建支援法について、同一災害による被災者世帯の公平を期するため、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」などの適用要件を見直すとともに、対象となる被災世帯を「半壊」など日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大する

こと。

2、地震・津波・火山噴火・集中豪雨の観測・監視体制の充実強化

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

3、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業を始めとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

特に、最近の集中豪雨の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等の在り方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池等の整備を推進すること。

4、火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。

5、Jアラート・Lアラートを始め多様な情報提供手段を活用し、迅速かつわかりやすい災害・危機管理情報の提供を行うなどにより、国民の安全・安心を守るための防災・危機管理体制の更なる充実強化に取り組むこと。

2、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

農山漁村地域を多く抱える町村では、高齢化と少子化の急速な同時進行により、多くの困難に直面している。そつした中で、町村は自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に資するよう、住民等と一体となって地方創生に向けた取組を進めてき

ている。

町村が進める地方創生の取組は、政府が「新・三本の矢」として掲げる「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」の推進、すなわち一億総活躍社会の実現につながるものである。

よって、国は一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進に向け、次の事項を実現すること。

1、地方創生の推進

(1) 町村は、農山漁村の地域資源を掘り起こし、有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいくことから、これらの施策について、制度的にも、財政的にも支援すること。

(2) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫をいかした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とし、その規模も拡充すること。

地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

また、地方創生に係る事業を円滑に実施するため、必要な財源を継続的に確保する

こと。
さらに、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

(3) 地方拠点強化税制を活用して、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出を更に進めるため、東京から地方の過疎地等の農山村地域に企業の本社のオフィスを移転する場合にも弾力的に運用するとともに、制度を拡充すること。

(4) 地方への移住や定住を希望する国民のニーズに応えるため、情報提供体制の充実や農林漁業の後継者対策など就業対策の強化、医療や教育体制の充実等による居住環境の整備を図り、田園回帰の流れを加速すること。

(5) 移住や定住のみならず農山村地域に多様な関わりを持つ人々(関係人口)の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。

(6) 地域課題の解決に向けた取組を行うため、地域運営組織を設立・運営する場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、地域運営組織の活動の活発化や、法人化した場合に必要となる人材の育成・確保について、的確な支援を行うこと。

(7) 東京一極集中の是正は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率利用等の観点からも重要な課題であることから、政府機能の移転、本社移転等、引き続き積極的に支援すること。

また、東京における大学・学部の新増設の抑制や定員管理の徹底を行うこと。

(8) 地方創生に資する取組を行う地方の国

立大学について、安定的な運営が確保できるよう財政支援を行うこと。

(9) 地方の国立大学には地域振興に役立つ研究事例や成果があることから、これをより一層還元するとともに、その保有する資産について、地域開放や地域における利活用を積極的に推進すること。

(10) 「地方創生人材支援制度」については、希望する町村に適切な人材が派遣されるよう、必要な人材を確保すること。

2、社会保障に係る安定財源の確保

一億総活躍プランにおいて新たに打ち出された子育て支援、介護支援施策等を含め、子育て支援、医療、介護等の社会保障の充実を推進するためには、所要の安定財源の確保が不可欠である。

その担い手である町村は、これまで、子ども・子育て支援新制度を始めとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んできているところであり、こうした町村の社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、国は必要な財源を確保すること。

3、子育て支援の充実

(1) 子どもへの医療費助成(地方単独事業)を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃するとともに、国の制度として無料化を実施するなど、適切な措置を講じること。

(2) 市町村が地域の実情に応じ、障害児を含む全ての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、1兆円超の財源を確保すること。

また、二重行政の解消のため、国における所管を一元化すること。

(3) 良好な保育の提供のため、保育士の養成など、引き続き人材確保に取り組むこと。

(4) 看護師、助産師、保健師等の専門職と家族が一体となって産前産後ケアを行えるよう、ケア体制充実のための施設整備等に対し、十分な財政支援を行うこと。

4、介護サービスの基盤確保

(1) 「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成等、引き続き人材確保に取り組むこと。

(2) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。

(3) 生活支援サービス等を担うNPOやボランティア等の参入が促進されるよう支援策の充実を図ること。

3、町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、国は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。

1、権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

(1) 国と地方の役割分担を一層明確化する

とともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。

(2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

(3) 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

2、地方分権改革に関する「提案募集方式」
(1) 地方からの提案については、可能な限り実現すること。

(1) 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。

3、国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。

4、道州制は導入しないこと。

4、町村財政基盤の確立

現在我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方挙げてこれらの課題に積極的に取り組んでいるところであるが、一億総活躍社会の実現のためには、地方創生の取組を更に推進していく必要がある。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を

拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を實質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化を図ること。

① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

② 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

(2) 個人住民税の在り方の検討に当たっては、この税が、町村の行政サービスの充実に質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなつていなければならないこと。

(3) 固定資産税の安定的確保

① 土地・家屋と一体となつて生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、28年度において設けられた限定的な軽減措置が一部拡大されたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、なし崩しの対象拡大や期間延長は行わないこと。

② 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、平成30年度の評価替えに当たつ

ても、税収が安定的に確保できるようにすること。

③ デフレ脱却の動向を見極めつつ、土地の負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し、所要の見直しを行うこと。特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小すること、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。

(4) 全国森林環境税については、平成30年度税制改正において、次により、確実に実現すること。

① 全国森林環境税（以下「新税」という）は、市町村が主体となつて実施する森林整備等に必要なる財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が国税として徴収し、全額を市町村に譲与する仕組みとすること。あわせて、市町村の徴収事務に関しては、できる限り事務負担及び財政負担の軽減を図ること。

また、新税は国税として広く国民に負担を求めるものであることから、導入に当たっては、国民に十分説明し、周知徹底を図ること。

② 新税の使途については、間伐のほか、路網整備や人材育成、担い手の確保等、地域の実情に応じて市町村が必要な事業を弾力的に実施できるよう、使い勝手のよいものとする。

③ 新税の配分に当たっては、市町村が主体となつて実施する森林整備等の事業内容と関連が深い客観的な指標を用いること

に、地域の多様な実情を踏まえ、必要な補正を行うこと。

④ 新税で対処する市町村の行政需要と府県等の超過課税で対処する行政需要はできない限り整理・区分されるべきであるが、地域の実情に応じて対処すべき行政需要は異なるため、具体的な事業の実施に当たっては、各都道府県と市町村等がそれぞれの事業内容や規模等を協議するなど、各地域において柔軟に対応できるようにすること。

⑤ 現在、重点課題対応分として地方財政計画に計上されている「森林吸収源対策等の推進」の事業費を継続するとともに、新税に係る財政需要を確実に地方財政計画に計上すること。

(5) 今後、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討を行うにしても、町村財政に減収を来さないことを前提とすること。

また、軽自動車税のグリーン化特例に関し、適用期限到来後及び環境性能割導入以後の見直しを行うに当たっては、税収の確保に十分留意すること。

さらに、自動車重量税及び自動車取得税の工口カー減税に関し、適用期限到来後の見直しを行うに当たっては、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。

(6) 消費税10%時における軽減税率の導入に当たっては、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、安定的な恒久財源をしっかりと確保すること。

(7) 地方消費税の清算基準の見直しに当たっては、地方公共団体の意見を十分踏まえ、税収を最終消費地により適切に帰属さ

せたものとする。

(8) ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急等、特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持すること。

(9) たばこ税の将来に向かつての税率引上げの判断に当たっては、市町村たばこ税の現行税収総額に及ぼす影響等を見極めること。

(10) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となつていことから、現行制度を堅持すること。

(11) 地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、更に整理合理化すること。

(12) 地方税の電子納税（共同収納）の仕組みの導入に当たっては、町村において、事務的、財政的な負担が生じないよう、地方財政措置等を講じるとともに、その仕組みが安全かつ確実に実施されるよう、運営主体を地方共同法人とし、ガバナンスの強化等を図ること。

(13) 固定資産税の賦課徴収事務の効率化に資するため、不動産登記情報等について、電子データにより確実に提供できる仕組み

の構築を検討すること。

(14) 申告支援システム等により作成した確定申告書等の情報を電子データで国に引き継ぐ「データ引継ぎ」を普及促進する場合には、町村のシステム改修等に係る経費を全額国において措置すること。

2、地方交付税の充実強化

(1) 人口減少の克服・地方創生のため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要のため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するとともに、「歳出特別枠」を実質的に確保し、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

なお、平成31年度以降についても町村の行財政運営に支障を来すことのないよう必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

(2) 近年の地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方は徹底した行政改革等を行い、財政支出の削減に努めながら、災害、将来の税收の変動や公共施設の老朽化等に備え、各々町村の実情に応じて基金の積立てを行っており、こうした実態を踏まえ、単に基金の増加傾向を理由に地方歳出を削減することは到底認められないこと。

(3) 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機

能」と、「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、不可欠であるので、これを堅持すること。

(4) 歳出の効率化を推進する観点から、アウトソーシングの推進等トップランナー方式が導入されたが、そもそも行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことや、中山間地域や離島等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。

また、残る検討対象である図書館管理や公民館管理等の4業務については、町村の実態を十分に踏まえ、慎重に検討すること。

(5) トップランナー方式による効果が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論があるが、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

(6) 過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

(7) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定に当たっては、今後徐々に取組の成果（成果指標）による算定方式にシフトするとされているが、条件不

利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取組が必要であることを十分考慮すること。

(8) 交付税特会借入金金の償還については、財政健全化のため償還計画のとおり確実に行うこと。

(9) 地域の医療・保健・福祉サービスの確保を始め、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、合併の有無に関わらず、町村にとって大きな課題であり、今後交付税の需要算定の見直しを行う場合には、単に合併市町村の財政状況のみに着目するのではなく、過疎、山村、離島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。

(10) 給与の給料水準の引下げ、地域手当の見直しを内容とする給与制度の総合的見直しについては、官民を通じた地域間格差の拡大の懸念や、近隣接市町村で地域手当に大きな差が生じることによる人材確保の困難性等の問題を指摘してきたところである。

特に、町村職員は、住民に最も身近に接し、日々、住民と共に活動し、また、意見を集約し行政に反映させるなど住民と行政をつなぐ多様な重要な役割を果たしている。このような住民と職員が一体となった協働による取組を更に進めていくことは、今後地方創生を推進していく上で極めて重要である。こうした町村職員の役割を評価するとともに、人材の育成・確保の推進に資する取組について検討すること。

(11) 地方交付税は地方の固有財源であり、

その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」（「地方交付税交付金」については、「地方共有税調整金」に変更すること。

(12) 地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を経由せず地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。

3、地方債の充実改善

(1) 町村が、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保すること。

また、町村は資金調達が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利な公的資金を安定的に確保すること。

特に、一般会計及び公営企業に必要な資金を供給する地方公共団体金融機構の業務の在り方の検討に当たっては、現行の枠組みを堅持し、引き続き町村の資金調達に支障を来すことのないようにすること。

(2) 臨時財政対策債を始め累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。

5、地方創生の実現に向けた国土政策の推進

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の整合的な整備を図ることが基本であり、着実に推進していかなければならないがとりわけ、相対的に立ち後れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務である。

さらに、今後の国土政策においては、「人口減少の克服・地方創生」の実現に向けて、全国のそれぞれの地域が、特性を活かした適切な役割を、将来にわたり担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

加えて、徹底した防災・減災対策、老朽化対策を実施し、強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化を推進することも極めて重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、国土形成計画（全国計画 平成27年8月閣議決定）において重要な柱とされた、都市と農山漁村の共生」や、住民の生活環境の確保や利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐ「小さな拠点」の推進が確実に実現されるよう、町村の取組を積極的に支援すること。

2、都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。

3、防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じること。

4、中山間地域、過疎、離島等の条件不利地域について、それぞれの地域の特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、「小さな拠点」の形

成等の施策との連携や多様な関係者の連携による交通基盤の構築に向けた取組を支援すること。

5、区域連行バスや自家用有償旅客運送等の利用者の利便性を図るため、地域公共交通会議等で合意形成が図られた場合においても、路線バスの停留所に停車できることを明確化するとともに、町村への周知を行うこと。

6、不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地等、所有者の所在の把握が難しい土地を、地域住民が生活していく上で不可欠な公共用地として取得する場合は、簡略な手続きで行えるような法的整備を検討すること。

7、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、町村が更に空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。

8、空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備を始め地方創生の観点からも重要な課題となっていることから、上記特別措置法による特定空き家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化を図るなど税制面での検討を含め、町村における空き家の有効活用等が一層推進されるよう制度的な方策を講じるとともに、地方創生推進交付金の弾力的活用等財政面においても積極的な支援を行うこと。

9、吹付アスベスト（非飛散性アスベストを含む）等が施工されている公共施設の老朽化等に伴う解体・改修事業に対する財政措置を拡充するとともに、当該事業に係る処理基準や技術的な助言等を、速やかに情報提供すること。

6、環境保全対策の推進

低炭素社会の実現が世界的なテーマとなる中、政府の温室効果ガス排出削減目標に沿って、町村においても、地球温暖化対策を推進していくことが求められている。

また、循環型社会への取組や廃棄物の処理は、地域の住民にとっても大きな課題となっている。

よって、国は、次の事項を実現すること。

1、町村が、その自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策の取組を推進できるよう、また、町村の「実行計画」に設定した温室効果ガス削減目標を達成できるよう、積極的に税財政上の措置その他の措置を講じること。

2、循環型社会の構築

(1) 第三次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。

(2) 全国各地でダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化している。このことから、廃棄物処理施設の整備を計画的に推進するため、循環型社会形成推進交付金について当初予算において所要額を確保すること。

(3) 廃棄物処理施設の解体等に対して適切な財政支援措置を講じること。

(4) 使用済小型電子機器等の再資源化は極めて重要であり、リサイクルの推進に当たっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう万全の措置を講じること。

(5) 家電リサイクル料金の支払方式の見直しについては、家電リサイクル法の基本方針に定められた回収率目標が達成されない場合には速やかに家電リサイクル料金を「前払い方式」に移行すること。

また、対象品目外の処理状況や町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。

さらに、不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととし、町村が回収した場合は、その回収費用及びリサイクル費用を製造業者等の負担とするなど、町村の負担とならないよう万全の措置を講じること。

(6) 持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担について、更に適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(7) 自動車リサイクル法に基づく「不法投棄対策支援事業」及び「離島対策支援事業」を拡充するとともに、「不法投棄対策支援事業」については、未然防止対策や行政代執行によらない原状回復への支援等も対象にすること。

また、不法投棄車の回収費用等について、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講ずること。

(8) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(9) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等、総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

3、漂流・漂着ゴミの処理対策の推進

(1) 海岸漂着物処理推進法に定める海岸漂着物対策を推進するための必要な事業費を確保し、地方の財政負担が生じないよう万全の措置を講ずること。

(2) 海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制を速やかに整備すること。

(3) 国外からの海岸漂着物については、原因究明とその防止策、監視体制の強化等、外交上適切に対応すること。

7、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、災害に備えた医療提供体制等

病院の耐震化を早急に進めるとともに、老朽化による建替えや改修に対し、十分な

財政措置を講ずること。特に、災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に行うこと。

2、医師等の人材確保

(1) 医師確保対策の更なる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着に向けた方策を講ずること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。

(2) 地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

(3) 中山間地域・離島等のへき地における医療を確保するため、へき地等で総合的な医療を提供する医師の養成・確保を図るとともに、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保等により、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。

(4) 看護師、助産師、保健師、栄養士等専門職の養成・確保を図るとともに、就労環境の整備等を促進し定着化を図ること。

3、自治体病院等への支援

(1) 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るため一層の財政支援措置を講ずること。

また、病院事業に係る財政支援措置を見直す場合には、自治体病院の運営に支障を

来すことのないよう、十分配慮すること。

(2) 消費税引上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から、診療報酬や消費税の制度見直しなど、必要な対策を講ずること。

(3) 医師標準及び看護職員の配置基準に係る診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置等を充実させること。

(4) 医療介護総合確保方針に基づいて都道府県が事業を実施するに当たっては、民間事業者の参入が少ない中山間地域等においては公的な医療機関が地域医療を担っている現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮すること。

4、救急医療・周産期医療の体制整備

小児救急を始めとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講ずること。

5、在宅医療等の推進

(1) 市町村が地域包括ケアシステムを構築する際には、在宅医療と介護の連携強化を推進するため、国として必要な支援を講ずること。

(2) 在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保を図ること。

6、がん検診の推進

がん検診の推進に当たっては、対象年齢を拡大するとともに、必要な財政措置を講ずること。

7、予防接種の推進

おたふくかぜ等の有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期

接種の対象とすること。

また、ロタウイルスワクチンについても定期接種の対象とするための検討を早急に行うこと。

8、新型インフルエンザ対策の推進

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策が円滑に実施できるよう広く国民に周知を図ること。

(2) まん延期に市町村が行う「生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置」のほか、市町村が必要と認め独自に行う対策に関して、国として十分支援すること。

9、感染症対策の推進

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等のダニ類を媒介とする感染症について、感染予防策を講ずるとともに、感染防止に関する啓発を推進すること。

8、少子化社会対策の推進

我が国における少子化傾向は極めて深刻さを増している。少子化の問題は、我が国の社会・経済・地域など、幅広い分野に大きな影響を与えるものであり、早急な対応が必要である。

よって、国は一億総活躍社会の実現に向けて、若者の雇用・経済的基盤を改善するとともに、仕事との両立ができる環境づくりと、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行うため、次の事項を総合的に推進すること。

1、子ども医療費助成事業については、国の制度として無料化を実施すること。

また、ひとり親家庭の医療費に対する助成については、全国統一的な制度化を図るなど適切な措置を講じること。

2、子ども・子育て支援新制度について

(1) 市町村が地域の実情に応じ、障害児を含む全ての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、1兆円超の財源を確保すること。

また、二重行政の解消のため、国における所管を一元化すること。

(2) 良好な保育の提供のため、保育士の養成など、引き続き人材確保に取り組むこと。

3、放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、地域の実情に応じて、放課後児童クラブが運営できるよう人員資格基準、人員配置基準等所要の見直しを行うこと。

4、看護師、助産師、保健師等の専門職と家族が一体となって産前産後ケアを行えるよう、ケア体制充実のための施設整備等に対し、十分な財政支援を行うこと。

5、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の拡充のため、子育て世代包括支援センターの早期普及を図るとともに不妊治療等への支援制度の充実に取り組むこと。

9、障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、一億総活躍社会に向けて積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、障害支援区分の認定事務を行う町村職員及び認定業務に携わる認定調査員が、客観的かつ公平・公正な認定業務を実施できるよう、それぞれの障害特性に応じた標準的な研修の実施等により資質の向上を図ること。

2、地域生活支援事業等については、国の責任において必要な予算総額を確保すること。

3、重度心身障害者への医療費助成については、十分な支援措置を講じること。

4、障害福祉サービスを継続して提供できるよう、事業者参入を促進するとともに、サービス内容に即した報酬単価の見直し等を行うこと。

10、介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費も急速に増大している。制度発足から20年弱が経過し、都市部では、介護老人福祉施設への待機者数が増加している一方で、中山間地域においては、入所者数の減少から空床が発生し、安定したサービス提供の維持に懸念が生じるなど地域によって抱える区々の課題がある。

どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進するためには、国・都道府県・市町村の連携が重要となる。また、同制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題である。

さらに、一億総活躍社会の実現に向け、

介護人材の育成・確保やニーズに見合ったサービス整備等がこれまで以上に求められている。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じている。公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。

2、保険者の責めに帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した財政措置を講じること。

3、財政運営の充実

(1) 国の負担（居宅給付費の25％、施設等給付費の20％）のうち5％が調整財源（調整交付金）とされているが、これを外枠とするともに、算定基準に介護保険施設の定員数を加味すること。

また、調整交付金は保険者の責めに帰さない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うためのものであるため、その機能を引き続き堅持すること。

(2) 財政安定化基金に係る財源は国及び都道府県において負担すること。

4、市町村民税非課税世帯全体を対象とした保険料軽減策を確実に実施すること。

また、低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じること。

5、地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とする。こと。

6、介護保険制度の見直しに当たっては、町村における準備と周知に十分な期間を確保できるようにするとともに、速やかな情報提供に努めること。

7、介護報酬の改定に当たっては、保険料に及ぼす影響に留意するとともに、給付と負担の均衡に配慮すること。

8、「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成など、引き続き人材確保に取り組むこと。

9、生活支援サービス等を担うNPOやボランティア等の参入が促進されるよう支援策の充実を図ること。

10、中山間地域や離島等においても居宅サービスが適切に提供できるよう、サービス提供事業者が推進しやすいような新たな支援策を講じること。

11、保険者による地域分析と対応

(1) 保険者の取組に対して、財政的インセンティブを付与する制度を創設するに当たっては、現行の国庫負担の枠組みではなく、新たな財源を確保して実施すること。

(2) 財政的インセンティブの前提となる指標を用いた取組の評価については、地域によって不公平が生じることのないようにするとともに、保険者の制度運営に支障を来さないようにすること。

12、地域区分については、広域行政圏など、広域的な区分も検討すること。

また、人材確保の観点から、中山間地域や離島等の地域区分については十分配慮すること。

11、医療保険制度の一本化の実現等

国民健康保険の加入者は、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者・非正規雇用者・長期療養者等も増加している。

そのため、加入者の所得額に対する保険料(税)負担の割合は被用者保険の加入者と比べ著しく高いなど厳しい状況に置かれている。

平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を担うこととされたが、新制度の施行に向けては課題が山積している。

また、後期高齢者医療制度については、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、更に厳しい運営を強いられるおそれがある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、医療保険制度の一本化の実現

国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

2、国民健康保険の安定運営の確保

(1) 平成30年度からの新制度への円滑な移行や、制度施行後の国保の安定的な運営の確保のため、特に以下の点に留意すること。

① 都道府県において保険料水準の平準化や保険料算定方式の統一が拙速に進められ

ることのないよう、国は、各都道府県の動向を注視し、適切な助言を行うこと。

② 「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しに当たっては、実施状況とそのインセンティブ効果について、十分な検証を行うこと。

また、今後の都道府県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣旨を踏まえた検討を行うこと。

③ 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、新制度施行後においても引き続き堅持すること。

④ 新制度施行後の役割分担の見直し等により、システムの改修等が必要となる場合には、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。

⑤ 保健医療データプラットフォームの構築に当たっては、運用に係る経費を含め、国の責任で全額措置すること。

⑥ 保険料軽減判定所得の算定方法を見直すなど、事務の簡素化を実現すること。

⑦ 新制度施行後における都道府県と市町村の役割分担の在り方等の見直しの検討については、できるだけ早期に開始すること。

⑧ 新制度の周知・広報に係る経費については、国の責任において、全額措置すること。

(2) 子どもへの医療費助成(地方単独事業)を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃するとともに、国の制度として無料化を実施するなど、適切な措置を講じること。

(3) 社会保障・税番号制度の利用範囲を拡

大し、被保険者資格の適用適正化を推進するなど、被保険者の利便性の拡大と事務の合理化を実現すること。

なお、番号制度を活用した医療保険の資格確認の構築に当たり、市町村においてシステムの改修等が必要となる場合には、十分な準備期間を設けるとともに、万全の財政支援を講じること。

3、後期高齢者医療制度の安定運営の確保
現行の制度創設後に講じられた保険料の軽減の特例措置の見直しによる負担増は多くの被保険者に影響を与えることから、対象となる被保険者に不安が生じないような配慮が必要であり、見直しに当たってはきめ細かな激変緩和措置を講じるなど、被保険者が混乱しないようにすること。

12、教育施策等の推進

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子どもを育成を目指すため、個性を生かし、育てる教育環境を整備するとともに、人々があらゆる場所において学習できる環境を整え、社会全体の活性化を図っていくことが重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、義務教育の充実改善

(1) 地域の実情に応じ、創意・工夫をこらした教育を行うため、人材確保等において地域格差が生じることのないよう十分に配慮した上で、権限及び財源を地方に移譲すること。

(2) 地域住民の拠り所となっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少

子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

(3) 教員が子どもと向き合う環境を確保し、きめ細やかな指導を行うため、少人数学級や少人数指導、専科指導、生徒指導などの充実に向けて、複式学級の解消も含めた定数の改善を図ること。

(4) 通級指導や外国人児童生徒等への教育に係る基礎定数化については、安定的・計画的な配置が可能となるよう、着実に進めること。その際、へき地や対象児童生徒の少ない障害種などに対応する加配定数の削減は行わないこと。

(5) 小・中学校の普通学級に在籍する、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)など障害のある児童・生徒に対する特別の指導(「通級による指導」)の充実や、日常生活上の介助や学習指導上のサポートを行う「特別支援教育支援員」配置の促進に向けた財政措置の拡充、関係機関との連携調整等を担う「特別支援教育コーディネーター」の専任化を推進するための教職員定数の改善、特別支援学級の編成基準の引下げなど、特別支援教育の充実を図ること。

(6) 小学校の外国語活動や中学校の外国語教育において、ALT等を積極的に活用できるよう、JETプログラムを始め民間委託等について適切な措置を講じること。

(7) 学校司書の配置を促進するため、配置単価の引上げ等、必要な財政措置を今後も引き続き講じること。また、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直しを行い、

充実すること。

(8) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT支援員の配置等の環境整備を促進するために必要な財政措置を講じること。

2、国は、防災機能強化事業、老朽化対策や空調整備などの町村が実施を計画している事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、十分な予算額を確保すること。

3、老朽化したスポーツ・文化施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の高機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対する国の財政措置を創設すること。

4、その他

(1) 文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等総合活用整備事業など文化財保護に対する適切な措置を講じること。

(2) へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費については6年目以降も継続して交付すること。

また、離島高校生就学支援費に加え、高校通学が困難な全ての地域における生徒の通学費、住居費も対象とすること。

(3) 通常の貸切バスとスクールバスでは使用形態が大きく異なることから、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」が定める時間制運賃の算出方法について、スクールバスに適した見直しを行うこと。

(4) 教育の機会均等、進路保障等の観点から、中山間地域の小規模高等学校について、離島と同様に教職員定数算定の特別枠を設

けること。

13、農業・農村対策の推進

食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴をいかした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるよう、次の事項を実現すること。

1、今後の農業・農村政策について

農村は、食料の供給や国土の保全などの役割に加え、再生可能エネルギー蓄積、災害時のバックアップなど新たな可能性を有していること、また田園回帰の強い動きが見られること等を踏まえ、国と自治体の連携・協力（パートナーシップ）の強化の下、都市と農村が共生できる社会を創造するため、今後の農業・農村政策として、以下の点を実現すること。

(1) 農業・農村政策の推進のため、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策をバランスよく実施すること。

(2) 国と自治体の役割分担の明確化や政策について検討するための、農政に関する国と地方の協議の場を設けること。

(3) 各地域にとって最適な政策が実施できるよう、現行の国庫補助制度を移行し、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。

2、国際農業交渉に関する適切な対応

(1) 日欧EPAについて

日欧EPAに関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、豚肉・牛肉・乳製品・麦などの農産物の再生産が引き続き可能となるよう、万全の措置を講じること。

(2) TPP11協定について

TPP11協定に関しては、関連政策大綱に基づき、体質強化対策、経営安定・安定供給対策等を着実に実施すること。

(3) WTO、EPA、FTA交渉について

WTO農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開すること。

また、今後のEPA・FTA交渉については、国内農業・農村の振興を損なわないよう取り組むこと。

3、食料の安定供給の確保

(1) 食料自給率の向上

食料自給率の目標達成に向け、国民に安全・安心な農産物を安定して供給できる体制を整備するとともに、食料自給力の維持・向上を図ること。

(2) 食の安全・安心確保と消費者の信頼確保に向けた取組の強化

消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっていることから、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援強化や、国民への啓発活動を推進すること。

また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、食の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取組を強化すること。

(3) 国内農林水産物の消費拡大と食育の推進

① 国産農林水産物の消費拡大及び食育の推進に当たっては、地産地消の推進、学校給食における米飯給食の目標回数引上げ

や魚食普及活動の実施等、効果的な方策を講じること。

② 東京オリンピック・パラリンピックでの国産食材の提供や農産物輸出の拡大に向け、GAPの認証取得に係る支援策の拡充を図ること。

4、農業の持続的な発展

(1) 地域農業の担い手の育成・確保
地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実態に応じた対策を講じること。

また、農業次世代人材投資事業については、新たに農業を志す人が全て交付対象となるよう、年齢要件を緩和するとともに所要額を確保すること。

(2) 米政策改革について

平成30年度以降の米政策の見直しに当たっては、需要に応じた生産が着実に実施される仕組みの構築を始め、生産者が継続的かつ安定的に農業経営に取り組めるよう、適切な措置を講じること。

① 適地適作による水田のフル活用と需要に応じた生産の取組を支援するため、水田活用の直接支払交付金に係る所要額を継続的に確保するとともに、現在の米の直接支払交付金を財源として、水田農業対策の充実・強化を図ること。

② 経営安定に向け、米価下落対策の充実を図ること。

③ 米政策の見直しを円滑に推進するため、地域農業再生協議会への十分な財政支援を講じること。

④ 収入保険制度の実施に当たっては、農業者が制度を有効活用できるよう、適切な

措置を講じること。

(3) 農地中間管理機構について

町村への業務委託については、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。また、機構集積協力金については、地域の取組に支障を来さないよう、国において所要額を確保すること。

(4) 農業農村整備の充実・強化と負担金の軽減

① 農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保するとともに、同事業の負担金償還に係る農家や地元町村の負担軽減措置を図ること。

特に、団体営土地改良事業について、大雨等自然災害や施設等の老朽化に適正かつ計画的に対応していくには財政負担の軽減・平準化が必要であることから、市町村負担分を公共事業等債などの対象とすること。

また、防災・減災事業における農業用ため池の整備については、老朽化が進んでいることを踏まえ、財政支援の拡充を図ること。

② 中山間地農業ルネッサンス事業の継続・拡充を図ること。

(5) 畜産・酪農対策の推進

① 担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。

② 畜産・酪農の体質強化を図るため、畜産クラスター関連事業への支援を継続・拡充すること。

③ 配合飼料の価格安定を図るとともに、飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用の拡大を含めた国産飼料生産基盤の確立を図り、

畜産経営者のコスト負担を軽減すること。

④ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病については、国の責任において感染経路や発生原因を近隣国と共同で早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、これらの伝染性疾病に伴う風評被害対策に万全を期すること。

(6) 農業・農村の6次産業化の推進

地域の農林漁業者が主体的に参画し、第一次産業を起点とした地域内からの6次産業化を推進するための支援策を講じること。

(7) 国内農産物の輸出促進

① 「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を踏まえ、輸出拠点の整備、日本食品海外プロモーションセンター（JFODDO）を始めとする輸出サポート体制の強化により、輸出促進を図ること。

② 輸出の障壁となっている検疫や残留農薬などの基準について調和を図るための協議を推進すること。

③ 福島第一原発事故に伴う風評被害により、日本産食品の輸入停止、又は証明書を要求する国・地域が、現在でもなお多数に及んでいるため、放射性物質を迅速かつ効率的に検査する方法を開発するとともに、諸外国による輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉を強力に推進すること。

(8) 生産コストの低減等

① 各種補助事業の面積要件の緩和、省力・省エネ機械の開発普及の推進、農家のリース経費を軽減する農畜産業機械等リース支援事業の拡充などによる生産コストの低減、収益力の向上を図ること。

減、収益力の向上を図ること。

また、施設園芸の安定的な経営と競争力の強化を図るため、燃油価格高騰緊急対策を継続すること。

② 経営体育成支援事業については、中小規模農家でも取り組めるよう、採択ポイント要件の緩和を図るとともに、国において必要な財源を確保すること。

③ 「農業競争力強化プログラム」を踏まえ、生産資材価格の引下げや農産物の流通・加工構造の改革を着実に実施すること。

(9) 農林漁業用軽油引取税に係る税制特例措置を恒久化すること。

(10) 農業技術の開発の推進

地域の特性に応じた農業生産に関する研究・開発並びに消費者ニーズに応じた新しい加工・貯蔵・流通に関する研究・開発を推進すること。

また、遺伝子組換え技術を活用して開発した農畜産物の普及に当たっては、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

5、農村の振興について

(1) 多様な地域資源の積極的活用

農山村の豊かな地域資源を最大限活用するとともに農業関連産業の導入等を通じ、地域内経済循環を構築し、農山村全体の雇用の確保と所得の向上を図る施策を講じること。

(2) 農山漁村と都市との共生・対流の推進とコミュニティの再生

農山漁村地域の活性化に当たっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地

域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な対策の拡充を図ること。

また、移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。

(3) 鳥獣被害対策の拡充

鳥獣被害対策については、野生鳥獣による農作物等の被害が市街地にまで拡大するなど、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

① 鳥獣被害防止総合対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。

② 狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。

③ シビ工料理の普及等、捕獲鳥獣の食肉利用を促進すること。

(4) 日本型直接支払制度について

引き続き事務負担の軽減を図るとともに、町村の財政負担の実情を勘案し、十分な財政支援を講じること。

① 多面的機能支払交付金については、資源向上支払の対象農用地についても、農地維持支払と同じく、町村が必要と認める農用地を対象とすること。

② 環境保全型農業直接支払交付金及び推進交付金については、安定的な制度運営を

図るとともに、地域の取組に支障を来さないよう要件を緩和し、国において必要な財源を確保すること。

(5) 再生可能エネルギーの導入促進等

① 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、町村における再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう財政支援措置を拡充すること。

② 農業農村整備事業による小水力発電の売電収入の使途要件を緩和すること。

14、林業・山村対策の推進

森林・林業基本計画に基づき、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化を実現し、山村の活性化が図られるよう、次の事項を実現すること。

1、全国森林環境税の実現

全国森林環境税については、平成30年度税制改正において、次により、確実に実現すること。

① 全国森林環境税（以下「新税」という）は、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が国税として徴収し、全額を市町村に譲与する仕組みとすること。あわせて、市町村の徴収事務に関しては、できる限り事務負担及び財政負担の軽減を図ること。

また、新税は国税として広く国民に負担を求めるものであることから、導入に当たっては、国民に十分説明し、周知徹底を図ること。

② 新税の使途については、間伐のほか、

路網整備や人材育成、担い手の確保等、地域の実情に応じて市町村が必要な事業を弾力的に実施できるよう、使い勝手のよいものとする。

③ 新税の配分に当たっては、市町村が主体となって実施する森林整備等の事業内容と関連が深い客観的な指標を用いるとともに、地域の多様な実情を踏まえ、必要な補正を行うこと。

④ 新税で対処する市町村の行政需要と府県等の超過課税で対処する行政需要はできる限り整理・区分されるべきであるが、地域の実情に応じて対処すべき行政需要は異なるため、具体的な事業の実施に当たっては、各都道府県と市町村等がそれぞれの事業内容や規模等を協議するなど、各地域において柔軟に対応できるようにすること。

⑤ 現在、重点課題対応分として地方財政計画に計上されている「森林吸収源対策等の推進」の事業費を継続するとともに、新税に係る財政需要を確実に地方財政計画に計上すること。

2、国際交渉に関する適切な対応

(1) 日欧EPAに関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、SPF製材・構造用集成材などの林産物の再生産が引き続き可能となるよう、万全の措置を講じること。

(2) TPP11協定に関しては、関連政策大綱に基づき、体質強化対策を着実に実施すること。

3、国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大

(1) 木材需要の喚起と拡大を図るため、C L T（直交集成板）の普及に関する施策を

着実に実施するとともに、非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用促進、木質バイオマスに係る技術開発及び施設整備への支援を強化すること。

(2) 川上から川下までの取組を総合的に支援する「林業・木材産業成長産業化促進対策」について、予算を確保すること。

特に、木造で公共・公用施設を新築する場合の財政支援措置の拡充と助成対象施設の拡大を図ること。

また、木造建築物の設計者の育成等を促進すること。

(3) 国産材の安定供給体制を確立するとともに、国産木材の乾燥促進や集成材等の高次加工等、木材の品質向上を図る施策を充実すること。

4、森林整備の推進と森林管理対策の充実強化

(1) 森林吸収量の確保に向けた森林整備や路網整備の強力な推進、再造林に係る支援策の拡充強化、更には、山地災害や津波被害の防止・軽減に向けた総合的な治山対策を図るため、林野公共事業については重点的に予算を確保すること。

(2) 林地台帳の整備については、整備・運用マニュアルに基づき、平成31年度より全町村が円滑に運用できるよう、技術面の支援と併せて、万全の財政措置を講じること。

(3) 里山等の荒廃竹林に対しては、侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。

(4) 深刻化・広域化するシカ等の野生鳥獣被害対策については、森林被害防止に係る抜本的な対策を講じるとともに、シビ工利

用拡大に向けた取組を支援すること。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の病害虫被害については、拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。

(5) 外国資本等による森林買収について、貴重な森林資源や水資源を守るため、有効な対策を検討すること。

(6) 自らの町村域に存する保安林において町村が計画する公益的な事業については、保安林の指定解除に係る手続きの迅速化・効率化を図ること。

5、担い手の育成と経営改善

(1) 「緑の雇用」関連事業における期間の延長や助成単価の引上げ等の拡充を図り、林業就業者に対する支援措置を強化すること。

また、森林施業プランナーやフォレストー等の人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。

(2) 農林漁業用軽油引取税に係る税制特例措置を恒久化すること。

(3) 公益性の高い森林の公有林化に当たっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。また、日本政策金融公庫資金等の林業金融制度については、需要に応じた必要な貸付枠を確保すること。

6、山村地域の振興

(1) 未利用木材など地域資源を活用した地域内発的な産業を振興することにより、域外に流出していた価値を域内に再投資する「地域内経済循環」を構築し、山村地域の

雇用の創出と所得の向上を図る施策を講じること。

(2) 森林・林業を支える山村が多面的な機能を発揮するための活動や、山村の活性化のための活動等に対する財政支援措置を拡充すること。

(3) 平地に比べ整備が遅れている道路、上下水道、廃棄物処理施設、医療施設、福祉施設等の生活関連インフラの整備・充実を図り、定住の阻害要因を解消するため、適切な支援措置を講じること。

7、森林・林業・山村に係る地方財政措置の充実

(1) 「森林・山村対策」、「国土保全対策」、並びに「森林吸収源対策等の推進」に係る地方財政措置の拡充を図ること。

(2) 町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積（国有林野面積を含む）や「林道延長」を考慮した「森林・林業行政費」を新設すること。

15、水産業・漁村対策の充実

我が国の水産業は、魚価の低迷や高齢化、担い手の高齢化等極めて厳しい環境にあることから、「水産日本の復活」に向け、次の事項を実現すること。

1、東日本大震災に対する強力な復旧・復興支援

東日本大震災に対する復旧・復興については、被災した地域が我が国水産業にとって重要な地域であることから、水産基本計画に基づき着実に実施すること。

とりわけ、漁港施設や漁船、加工流通施設等の生産基盤の復旧・復興については、被災地域の要望を踏まえ、強力に推進すること。

2、水産基本計画の着実な実施

水産基本計画に基づき、浜ブランドを軸とした漁業・漁村の活性化に係る各種施策を始め、東日本大震災からの復興等を着実に実施すること。

3、漁業経営安定対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営安定対策に必要な財源を確保するとともに、恒久的な制度とすること。また、漁業用燃油・餌料価格に関する対策の継続・強化を図ること。

(2) 漁業経営安定対策の中核となる漁業共済制度については、漁業者にとって有利かつ、より加入しやすい制度となるよう見直しを図ること。

(3) 漁船等を取得する際の無利子資金を拡充し、無担保・無保証人の「漁業経営改善支援資金融資推進事業」を継続するとともに「沿岸漁業改善資金」の償還期限の延長を図ること。

(4) 農林漁業用軽油引取税に係る税制特別措置を恒久化すること。

(5) 漁村の内外から漁業への多様な就業経路を確保するため、労働環境の改善、安全対策、漁業技術や経営管理能力に係る研修体制、就業相談等の諸対策の拡充を図ること。

4、活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき、大規模自然災害に備えた対応力強化や水産

業の競争力強化等を推進するとともに、「水産基本計画」と連携し、漁港・漁場・漁村の整備を着実に実施すること。

(2) 水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に資する海難救助や藻場・干潟等の保全など地域の取組に対する支援策を充実強化すること。

(3) 防災・減災の観点に立った海岸整備を強化するとともに、水産施設に対する減災事業への支援制度を創設し、災害に強い漁業・漁村づくりを推進すること。

また、今後の大規模災害に備え、「激甚災害法」の対象施設に位置網等を追加するとともに、へい死魚介類の処理に対する助成制度を創設すること。

(4) 漁村は、辺地、離島、半島等条件が不利な地域にあり、財政基盤が脆弱な町村が多いことから、漁村地域に対する地方財政措置を充実すること。

5、水産物の加工・流通・消費対策

(1) HACCPやトレーサビリティシステムの導入に対する支援を拡充するとともに、輸出の拡大に注力すること。

(2) 6次産業化の推進に当たっては、特産品開発によるブランド化等に対する支援を拡充するとともに、消費者のニーズに適合した国産水産物の流通及び輸出促進のための環境整備を図ること。

(3) 水産物の放射性物質に関する検査体制を拡充・強化すること。また、放射性物質を迅速かつ効率的に検査する方法を開発するとともに、諸外国による輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉を強力に推進すること。

6、魚食の普及

魚食の普及に当たっては、これまでの取組に加え、食育の一環として学校給食における国産魚を中心とした魚食を拡充し、子どもの魚食機会の増加に努めること。

7、水産資源の回復・管理の推進

(1) 海洋基本計画を踏まえ我が国周辺水域における資源回復を加速し、その持続的利用を図るため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多面的な資源管理型漁業の推進に努めること。

(2) 大型クラゲやザラボヤ、トド等による漁業被害については、発生源対策や効果的な駆除方法を確立すること。

また、赤潮に対する被害を初期段階で軽減するための対策を早急に確立するとともに、養殖業者の経営再開を支援する措置を講じること。

(3) 内水面漁業・養殖業の振興を図るため、水質の改善や地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法の確立などに努めるとともに、放流したさけ・ますの帰郷率の低下原因の究明と資源増殖対策を強化すること。

(4) 近年、深刻になってきたシラスウナギ不漁の原因を究明するとともに、ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業を強力に推進すること。

(5) 持続可能な養殖業を確立するため、養殖魚の健康状態や漁場環境の解析、給餌効率の向上に係る技術開発への支援を強化すること。

(6) 限りある水産資源を守り、漁業秩序を確立するため、密漁監視体制の整備や各取締機関の連携による取締の強化等、地域が取り組む監視活動に対し支援策を講じるこ

と。

(7) 外国漁船による違法・無謀操業に対する指導・取締体制を拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立を図ること。

8、適切な資源管理に資する貿易ルールの確立と海外漁場の確保

(1) 日欧EPAに関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、影響を受ける水産物の再生産が引き続き可能となるよう、万全の措置を講じること。

(2) TPP11協定に関しては、関連政策大綱に基づき、体質強化対策を着実に実施すること。

(3) 水産物に関する国際交渉等においては、我が国水産業の安定と発展に深刻な影響を及ぼす関税の引下げや、輸入割当制度(IQ制度)等の非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

(4) 資源が減少しているマグロ類については、科学的資源評価を踏まえた国際的な資源管理に関するルールづくりを我が国が主導し、遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

また、カツオの資源管理については、科学的検証に基づいた国際的な資源管理体制を確立し、資源の回復による持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築を図ること。

(5) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用を図る観点から、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全を

図る観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

9、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全を図るため、藻場・干潟の造成や磯焼け被害に対する対策及び磯焼けの発生メカニズムに関する調査・研究を強化すること。

(2) 漁業系廃棄物の処理及び再生に向けた取組を拡充すること。特に、漁港等に放置等されているゴミや漁船等については、環境への悪影響とともに、操業への支障や災害等を誘発する可能性が高いため、国において、実態把握と処理対策を早急に実施すること。

16、道路、河川、生活環境等の整備促進

町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、道路、河川、生活環境等の整備を積極的に促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、道路の整備促進

(1) 災害時の代替ルートの確保等のため、高規格幹線道路等の整備を推進すること。

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進すること。

また、既存の道路においても、地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等を含めた道路の維持・修繕を行えるよう、国は予算を確保すること。

さらに、ICアクセス道路等の補助事業

を町村においても着実に実施していくため、財特法による高上げ措置(平成29年度までの時限措置)を継続すること。

(3) 狭あい道路整備等促進事業(平成30年度までの時限措置)については、密集市街地の防災機能向上のため、長期にわたり事業を継続する必要があることから恒久化すること。

2、河川等の整備促進

(1) 治水は防災・減災の観点において国の重要施策であり、事業の実施に当たっては、抜本的な治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など予防的な治水対策を重点的に実施すること。

また、国の管理する河川改修等の事業の実施に当たっては、生態系の維持に十分配慮することともに、浚渫や自生雑木の除去等適切な措置を早急に講じること。

(2) 整備が立ち後れている町村の海岸事業を重点的に推進すること。

3、水道施設の整備促進

(1) 耐震性及び安全性強化のための水道施設の整備を促進すること。また、再構築事業に対する財政支援の仕組みを構築すること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実・強化すること。また、簡易水道の布設は、脆弱な町村財政を窮乏させているため、補助率の引上げを含め補助制度を拡充すること。

4、汚水処理施設の整備促進

(1) 整備が立ち後れている町村の下水道整備について必要な予算措置を講じること。

(2) 農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等について必要な予算措置を講じること。

と。

5、上水道・簡易水道・下水道事業の安定的経営の確保

(1) 上水道・簡易水道・下水道事業は、人口減少等による料金収入の減少や施設設備の老朽化の急激な進展等の課題がある中、専門職員の不足やノウハウの維持・継承に支障を来している。このような中、サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、広域的な連携(事業統合・施設の共同設置・管理の一体化等)・協力体制の構築など広域化の推進が重要であり、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実・強化すること。

(2) 経営環境が厳しさを増している上水道・簡易水道・下水道事業の公債費負担を軽減し将来にわたる経営の安定化に資するため、これらの事業に係る既往の公営企業債について、公営企業借換債(補償金免除繰上償還)制度を復活すること。

17、地域商工業振興対策等の推進

現下の経済状況は、景気拡大による成長の維持が見られるが、農山漁村地域における地域産業については依然として厳しい状況にある。地域商工業が今後も雇用を守りつつ、事業を継続できるよう、次の事項を実現すること。

1、地域商工業対策の拡充

(1) 小規模事業者の事業を持続的に発展させるため、小規模企業振興基本計画に基づく支援策の充実を図ること。

(2) 中小企業等の資金需要への機動的かつ迅速な対応を図るため、信用保証や融資制

度の拡充等の支援を継続すること。

(3) 農商工連携や農林漁業の6次産業化を促進させるため、生産、加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策を拡充すること。

(4) 地域コミュニティを担う商店街において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致、買い物バスの運行など、地域商業の活性化の取組が一層推進されるよう、地方創生推進交付金等による支援を始め必要な財政措置を講じること。

2、企業立地の推進と地域産業の育成

地域経済の再生を図るため、産学官金のネットワーク等による産業集積（産業クラスター）の促進や地域の潜在能力を結集した地域イノベーションの創出を図ること。

また、地域資源を活用したブランド開発や起業・創業に対する支援を拡充すること。

3、消費者行政の推進

(1) 高齢者や障害者等の消費者被害が深刻化しているため、町村が行う消費者の安心・安心の確保に向けた取組に対する財政措置を拡充する等、消費者行政の体制整備を一層推進すること。

(2) 食品の放射能関連の風評被害の蔓延を招かないよう、検査体制を拡充することともに、消費者に対する科学的な知見に基づく正確な情報提供等に努めること。

18、観光施策の推進

観光先進国、地方創生の実現に向け、観光施策を効果的かつ総合的に推進し、それぞれの地域が、豊かな自然、文化や歴史など、特色ある観光資源を活用できるよう、

国と地方が一体的な連携をもって取り組む必要がある。特に、大規模震災を始め、台風・豪雪等の被害にあった被災地の復興を支える観点からも国による積極的な対応が不可欠である。

また、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に、訪日外国人旅行者数を4000万人に増やす国の新たな目標を達成するとともに、経済振興、国際交流、スポーツ振興といった様々な効果が、日本全体に行きわたるようにするためには、国による積極的な対応が求められる。

よって、国は、次の事項を実現すること。

1、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組支援

(1) 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、文化スポーツを活かしたまちづくりのために、地方が実施する基盤施設の整備や既存施設の更新・機能向上に対する財源措置、日本の伝統文化を発信する場の創設、地域の特色ある産物の普及促進、地方における選手強化の取組や事前キャンプの誘致等、地方の取組を支援すること。

(2) 東京オリンピック・パラリンピックは、東日本大震災からの復興を世界にアピールする絶好の機会であることから、被災地等地方における一部競技の開催を実現させること。

2、観光客数拡大に向けた取組の推進

(1) 訪日外国人旅行者の誘客を図るため、町村が行う海外での誘客キャンペーン等に対し、国は積極的に支援すること。

(2) 訪日外国人旅行者の安心感につながる、正確かつわかりやすい情報を発信する

こと。

(3) 出入国管理・査証発行体制整備等、着実な取組を進めること。

(4) 災害発生時に訪日外国人旅行者等が適切な避難行動をとることができるよう、必要な情報を迅速かつ的確に届けるための情報伝達の環境整備を図ること。

特に、過疎・離島等の条件不利地域において、防災上の観点から情報格差が生じることがないよう、地域公共ネットワークの整備や維持管理の経費に対し、必要な財政上の措置を講じること。

(5) 日本の宝ともいえるべき観光資源が多数被災していることから、修復には国としても全力で取り組むこと。

(6) 原発事故による観光業への風評被害については、万全の対策を講じるとともに、損害実態に見合った賠償が行われるよう、迅速かつ適切に対応すること。

(7) 被災地の復興に向けた姿を地域の魅力と一体となつて体験してもらう「復興ツーリズム」の推進や教育旅行の促進等、観光振興による被災地の活性化、復興支援を精力的に進めること。

(8) 滞在型観光として、宿泊旅行回数・滞在日数の増加に資する地域観光圏・広域観光圏のための取組を支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進すること。

(9) 観光政策は多くの省庁に関わることから、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に調整し、地方団体に情報提供する

こと。

(10) 国内旅行需要創出のため、観光拠点情

報・交流施設等の施設整備や高度情報通信等の整備を支援するとともに、連続休暇の取得促進について広報活動等をより一層強化すること。

(11) 着地型・体験型観光の振興は、地域の雇用維持・確保につながるだけでなく、国内外の観光客誘致についても有効であることから、国は観光先進国の観点からこうした町村の取組を積極的に支援すること。

(12) 公共交通機関との連携に向けた取組を支援するとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備を推進すること。

(13) 地域特性を活かした観光施設の再生や伝統文化の維持・継承を図るための施策に対し、支援を強化すること。

(14) 農山漁村の景観や生活文化等、地域に潜在する観光資源を発掘し、農山漁村の価値の再発見や向上を図るための諸施策を一層推進すること。

(15) ジオパークはユネスコの支援事業から正式事業に格上げされたものであり、国として一体的な支援・推進体制を構築し、関係自治体のジオパークに関連する取組に積極的な支援を行うこと。

19、町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、大規模災害対策等の推進

(1) 防災行政無線のデジタル化を始めとする消防防災設備・装備の整備について、財政措置を充実強化すること。

(2) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について着実に推進するため適切な措置を講じること。

(3) 緊急消防援助隊設備整備費補助金及び消防防災施設整備費補助金の充実強化を図ること。

(4) 林野火災に対する総合的対策を推進すること。

2、消防用の船舶の用に供される軽油の引取りに係る軽油引取税について、課税免税措置を継続すること。

3、地域防災力を一層強化するため、消防団活動等各種活動への支援を充実すること。

20、暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化

住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃器犯罪等のあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化を図ることは緊急の課題である。

よって、国は次の事項について実現すること。

1、総合的な銃器犯罪対策の推進に対する適切な措置を講じること。

2、行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。

3、誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に対する適切な

措置を講じること。

21、情報化施策の推進

全ての国民が、平等にICT（情報通信技術）を活用し、その恩恵を享受できる社会を実現することが、情報化施策の推進にとって重要な課題である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、社会保障・税番号制度の円滑な運用

(1) 番号制度の運用に当たっては、広く国民に周知し理解を得ること。

また、システムが安定的に稼働し、個人番号カードの交付が円滑に進むよう、万全の対策を講じること。

(2) 番号制度の運用においては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。

(3) 情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うこと。

2、電子行政の推進等

(1) 国の制度改正に伴う電算システムの開発・改修について、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保するとともに、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること。

(2) 自治体情報システム強靱性向上モデルにより、町村が高度な情報セキュリティ対策を継続して実施できるよう、対策に係る経費について万全の財政支援を講じること。

(3) 条件不利地域等においては、光ファイバーの改修工事等ブロードバンドの基盤整備を行う場合、多額の費用が生じ、大きな負担となっている。国は、情報通信基盤整備事業等により必要な財政支援を講じると

ともに、運営に関して万全の財政支援を講じること。

また、離島や中山間地域等不採算地域において、光ファイバーや携帯電話の基地局等の整備・維持管理を行う事業者を支援する制度を創設すること。

(4) 自治体クラウドの導入を財政的に支援するに当たっては、導入準備を進めている共同処理組織に加入する単独処理団体のデータ移行経費等も対象とすること。

3、行政機関等が保有する個人情報の活用

町村が保有する個人情報（匿名）加工情報として活用する制度については、個人情報保護法に当たって高度な技術が必要となることや個人情報の標本数が少ないことにより個人が特定されるおそれがあること等から、導入する町村に対して国が適切な支援を行うこと。

22、戸籍制度の見直し

戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者等に分かれており事務が煩雑になっていることから、本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

23、公職選挙制度の改善

1、参議院議員選挙における合区の早期解消

憲政史上初めて合区による参議院選挙が平成28年7月に実施され、広範囲における選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少、合区された選挙区では投票率過去最低を記録するなど、多

くの問題点が明らかとなった。

このことから、本会では、同年の全国町村長大会において、「参議院の合区の早期解消に関する特別決議」を決定し、実現を強く求めたところである。

都道府県制度は、歴史的・文化的にも、また政治的・社会的にも広く国民に定着しており、都道府県単位で地方の代表を選出するという参議院選挙の仕組みも、広く国民に定着しているものである。

今回の参議院選挙に向け選挙制度改革が予定されているが、合区の弊害は明らかで、地方創生にも逆行するものであり、都道府県を単位として地域の事情や声を直接国政に反映させる現在の仕組みは広く国民の中に浸透し定着していることを十分考慮し、早急に合区を解消すること。

2、国会議員の選挙等の執行経費の基準

区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善を図ること。

24、エネルギー対策の推進

エネルギーは国民経済の健全な発展と国民生活の安定のために不可欠な要素であることから、安定的なエネルギー供給に向け、次の事項を実現すること。

1、安定的なエネルギー需給構造の早期確立

省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入拡大やメタンハイドレート等の国内資源開発の推進により、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

2、再生可能エネルギーの導入・促進等
(1) 地産地消型のエネルギーシステム構築による地域活性化を促進するため、小規模な取組も含めた積極的な導入支援や、十分な財政支援措置を講じること。

(2) 太陽光発電施設等再生可能エネルギー施設の立地については、地域における環境保全や防災の観点から、地元自治体との協議や関係法令の整備など所要の対策を講じること。

3、電源三法交付金制度の周知・充実についで

(1) 電源三法交付金制度については、電力安定供給に資するための施策であることを国民に周知し、その充実を図ること。

(2) 交付金の対象施設については、全ての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えるとともに、原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、その対象地域を拡大すること。

(3) 水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とするとともに、交付単価を平成22年度水準以上に引き上げること。

25、過疎対策等の推進

現在我が国では、人口減少の克服と地方の創生が喫緊の課題となっているが、特に過疎地域は、引き続き人口減少が続いており、若年層の流出、少子・高齢化の急速な進行、地域産業の衰退による様々な格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど厳しい状況にある。こうした問題は、過疎団体に限らず、条件不利地域を多く抱える小規模町村共通の問題である。

このような町村では、最も住民に近く地域のコミュニティ、地域資源、伝統文化等を支えてきた集落が衰退し、集落人口の減少により辺地対策事業の対象外となる地域も生じており、集落機能の維持は、人口減少の克服・地方創生の上でも極めて重要である。

こうした観点から、集落対策、地域医療の確保、生活交通の確保、災害対策など住民の安心・安全な暮らしを支える、幅広く実効性のある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、集落機能の維持は、人口減少の克服・地方創生の上で極めて重要であるが、単独の集落では様々な課題の解決が困難であるため、基幹的な集落を中心としたネットワークづくりを進め、地域資源を活用した地域産業の振興や日常生活の生活機能の確保等の取組を推進することができるよう、財政措置を強化すること。

2、集落を支援する人材の育成・確保等の対策の充実を図るとともに、集落の実態を踏まえ、辺地対策の要件を緩和するなど、きめ細やかな集落の維持及び活性化対策をこれまで以上に積極的に講じること。

3、町村の多様な財政需要を反映した市町村計画に基づく過疎対策事業債の所要額を確保し、過疎地域の主体的で多様な取組を支援すること。

26、豪雪地帯の振興

豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害され

るほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。

2、新たな「積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画」を策定するに当たり、豪雪地帯町村の意見を十分踏まえ、「積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法」に基づく路線の指定を延伸・追加するとともに、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を強力に推進すること。

3、高齢者・障がい者等の雪下ろし・除排雪等が困難な者を支援するため、建設業団体や非営利団体と連携した除排雪や、空き家の除排雪等の管理に係る地域の取組に対して財政支援措置を講じること。

4、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

5、豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として指定されていない地域においても、異常気象による大雪により集落の住民生活が脅かされる事態が発生していることから、地域の実態を調査研究の上、集落の孤立を未然に防ぐ道路対策、雪害防止対策の強化、迅速な復旧体制の確立等について万全の対策を講じること。

27、半島地域の振興

半島地域は人口減少・高齢化が進行しており、また依然として交通基盤、産業基盤、生活環境、通信体系の整備等の面で多くの

課題を抱えている現状にある。

このため、かかる現状を打開し、半島地域における安全で安心な住民の生活を確保し、定住の促進を図る観点から、産業振興や企業活動に関わる対策を講じるとともに、地域住民の生活の向上を図るため、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、半島振興法に基づき策定された全国23半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点に立って各種事業に係る支援施策を講じること。

2、半島地域は地震、津波、風水害、土砂災害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通及び情報の途絶の危険性が高いため、救助体制の充実や避難施設、衛星携帯電話等の整備を推進すること。

3、半島振興及び災害対策上重要な半島循環道路等の整備を推進すること。

28、離島地域の振興

離島は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。

一方、離島を取り巻く諸条件は依然として厳しく、過疎化・高齢化に加え、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者等の不足等もあいまって、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきているのが現状である。

このため、離島の自立的発展の促進や島民が安心安全に住み続けることができるよう、

幅広い総合的な対策を講じる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、離島振興関係予算の所要額を確保すること。

特に、「離島活性化交付金」については、事業計画に基づき事業等の実施に支障が生じることのないよう所要額を確保するとともに、弾力的な活用が図られるものとする。

2、離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であることから、必要な支援を行うとともに、その支援に關して必要となる新たな法制の整備を含め、支援の在り方について検討すること。

3、離島における全ての移動コストを本土交通機関並に低減する方策を講じること。

4、医師等医療従事者の確保、円滑な派遣制度を早急に確立するとともに、病院・診療所等の整備、救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

5、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、「ミ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費」に対し、適切な措置を講じること。

6、離島が四方を海等に囲まれているなど厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防除し、島民が孤立することを防止するため、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫等の整備、防災のための住居の集団的移転の促進等、総合防災対策の充実を図ること。

7、離島特別区域制度については、その制度の詳細設計を定めた新たな法制を早急に整備すること。

8、「国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に關する特別措置法」に基づき創設された、「特定有人国境離島の地域社会の維持に係る交付金」について、必要な予算を確保すること。

29、地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に關わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果を収めてきた。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等についていまだ多くの課題を有しており、更に住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律」(以下「地对財特法」とする)は失効したが、課題の解決に向け、取組を積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1、「地对財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講じること。

2、人権教育及び人権啓発に關する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講じること。

3、人権侵害の防止及び被害の救済に關する法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

4、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推

進助成事業については、その内容を充実することともに、係る財源は国の負担とし、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」に係る滞納債権については、全額国で措置すること。

5、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

6、地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律」の規制について緩和すること。

30、米軍機による低空飛行訓練の実施

米軍が日本において行う低空飛行訓練は、休日昼夜を問わず断続的に実施され、機体から発せられる轟音により、住民生活に大きな支障が生じている。国は、その責務として、事態を正確に把握し、的確な情報提供を行うとともに、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないように、適切に対応すること。

31、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国は更に強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現を図ること。

と。

32、竹島の領土権の確立

我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるよう、国は更に強力な外交交渉を行うこと。

また、国の啓発施設の建設等により、広報啓発活動を充実強化すること。

33、尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。国は、その周辺海域において、監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じるとともに、尖閣諸島及び周辺海域における領海侵犯に対し、毅然たる態度をとること。

34、国民保護・安全対策等の推進

北朝鮮による我が国上空を通過する弾道ミサイルの発射は、我が国の安全保障にとって深刻かつ重大な脅威であり、国民に多大な不安を与えるとともに、航行・操業する船舶や漁船、航空機に対し重大な危険を及ぼし、断じて容認できない行為である。

国は北朝鮮に対し、毅然とした姿勢で臨むとともに、ミサイル発射時における適切な情報伝達、具体的にわかりやすい避難行動の周知など、国民の安全・安心を守るために必要な、あらゆる実効性のある対策を実施すること。

活 動



▲「笑（えみ）ふるタウンならは」を視察する荒木会長（左）と遠藤福島県町村会長（右から二人目）



▲双葉町の被災した旧役場庁舎屋上から町の現状を視察し、特定復興再生拠点区域の説明を受ける荒木会長（左）



▲内堀福島県知事（左）と意見交換を行う荒木会長（右）



▲日本原子力研究開発機構楢葉遠隔技術開発センターを視察する荒木会長（右から二人目）と遠藤福島県町村会長（右）

東日本大震災の復興状況視察のため 荒木会長が福島県と岩手県を訪問

全国町村会の荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）は、11月9日・10日、福島県を、11月13日・14日、岩手県を訪ね、東日本大震災からの復興状況や現状を視察した。



▲平野大槌町長（右）と意見交換を行う荒木会長（左から二人目）、山本岩手県町村会長（左）



▲佐藤山田町長（中）の案内で復興状況を視察する荒木会長（左）と山本岩手県町村会長（右）

福島県では、遠藤栄作福島県町村会長（鏡石町長）とともに、楢葉町（松本幸英町長）と双葉町（伊澤史朗町長）を訪ね、両町長と意見交換を行った。楢葉町では、新たな生活拠点として、福祉・商業・交流施設を集約した「笑（えみ）ふるタウンならは」を視察。

岩手県では、山本賢一岩手県町村会長（軽米町長）とともに、大槌町（平野公三町長）と山田町（佐藤信逸町長）を訪ねた。大槌町では、平野町長から、復興状況について説明を受け、意見交換を行うとともに、町内の復興状況や昨年新校舎に移転した小・中一貫の大槌学園を視察した。

その後、福島県庁に内堀雅雄知事を表敬訪問し、復興に向けての課題等について、意見交換を行った。

山田町では、佐藤町長と今後のまちづくりについて意見交換を行い、役場庁舎屋上から町の復興状況を視察。各部署で職員を激励した。

そのほか、福島第一原子力発電所、日本原子力研究開発機構楢葉遠隔技術開発センターを訪問。同センターでは、福島第一原発の原子炉建屋内での作業を想定したVRシステムなど最新の施設を視察した。

今回の視察の中で、荒木会長は、「実際に現場を訪れ、見て、聞いて、歩いて、現場の状況を肌で感じた。引き続き、県町村会と連携して復興に努力していきたい」と語った。

まち・ひと・しごと創生担当大臣と地方六団体との意見交換会に荒木会長が出席

まち・ひと・しごと創生担当大臣と地方六団体との意見交換会(第8回)が、11月20日開催され、全国町村会の荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)はじめ地方六団体の代表が出席。政府側から出席した梶山まさ・ひと・しごと創生担当大臣、長坂内閣府政務官等と「まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂」等について意見交換を行った。

意見交換会では、冒頭、梶山大臣が「今年度は総合戦略の中間年を迎えており、既存の取組を加速化させるため、新たな施策により地方創生の新展開を図っていく」と述べたうえで、地方における若者の就学、就



意見を述べる荒木全国町村会長



業を促進して、東京一極集中の是正を図るための施策として、①地方大学を振興するため「地方大学・地域産業推進交付金」を創設し、国内外から優秀な学生を集め、きらりと光る地方大学づくりを進める、②若者の雇用機会を創出するため、奨学金返還支援制度を全国展開する、③地方拠点強化は正の延長拡充により企業の地方移転等を推進する―ことをあげた。そして「国としてはこれまでも同様に熱意のある地方公共団体に対しては、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版3本の矢で積極的に支援していく。また、地方創生推進交付金は、地方からの意見を踏まえ昨年度と同水準の予算確保に努力する。企業版ふるさと納税については、経済団体への周知を図っているところであるが、自治体側からも働きかけていただくとともに、さらなる制度の活用にも努めていただきたい」と述べた。

意見交換の場で荒木会長は、はじめに地方大学の振興等について、「地方大学・地域産業創生交付金」は、地域の産官学連携の推進体制の構築により、地域の専門人材の育成、産業振興等の取組が推進される等の効果が期待されるため、是非、創設していただきたい」と述べるとともに、地方大学における地域に役立つ研究事例の地域への還元と地方の国立大学が保有する資産の地域での有効活用を求めた。

次に「地方創生推進交付金」について、「地方創生には息の長い取組が必要である」としたうえで、地方が継続的かつ安定して事業を遂行できるよう「地方創生推進交付金」の総額の確保を要請。「新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、地域の実情を踏まえた、自由度の高い、より使い勝手のよいものにしていただきたい」と述べた。

都市と農山漁村の共生について

は、近年、若者や女性の田園回帰が年々活発になっている状況や地方創生の実現にとって、都市と農山漁村との共生の重要性や田園回帰の流れを一層推進することの必要性を説明。「次の時代の担い手である子供たちの都市・農山漁村交流や、都市部の大学による教育・研究実践の場として農山漁村の活用を一層推進するとともに、地域の特性を活かして都市と農山漁村との連携や交流を促進する施策を拡充していただきたい。移住・交流への積極的な取組とともに、移住・定住に限らず、特定の地域に対して想いを寄せ、継続的に関わりを持つことを通じて、地域づくりに貢献しようとする人たちが、いわゆる「関係人口」の拡大に向けた取組への支援をお願いしたい」と述べた。

最後に「町村の現場では、自分たちが持っているあらゆる資源を使い、日々懸命に地域の活性化に取り組んでいる。政府におかれては、地方創生の推進に向け、これまで以上に力を入れていただくとともに、私どもの地道で息の長い取組に対する支援を是非お願いしたい」と強調し、意見陳述を締め括った。

地方六団体の意見を受け、梶山大臣は「本日はいただいたご意見を総合戦略2017に反映できるよう取り組んでまいりたい。地方創生は息の長い取組であるため、地域に定着するようそれぞれの団体でご努力いただきたい」と述べ、意見交換会を閉会した。

活 動

社会保障審議会介護保険部会に 藤原顧問が出席

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が11月10日開催され、



▲意見を述べる藤原顧問

藤原忠彦全国町村会顧問・行政委員会委員（長野県川上村長）が出席し、改正介護保険法施行にかかる保険者機能の強化等について意見を述べた。

同部会では、本年5月に成立した改正介護保険法に盛り込まれた「高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金に関する評価指標（案）」の説明があったほか、同交付金の財源について、「骨太方針2017で『調整交付金の活用についても検討する』とされたことに

ついてどのように考えるか」とする論点が示された。

藤原顧問は、インセンティブの付与に関する新たな交付金について「調整交付金を活用することは断じて容認できない」ことを大前提であるとして、「調整交付金は、年齢構成や所得水準など保険者の責めによらない要因で生じる保険料格差を調整するためのものであり、介護保険財政を支える根幹である」、「調整交付金が減額されれば保険料の引き上げで対応せざるを得ない」、「他の自治体の取組との相对比较という、地域実態とは全く性格の異なるものにより保険料が上昇するというようなことは、到底、住民から理解を得られるものではない」、「調整交付金制

度の果たす役割とインセンティブの担う機能とは全く別物であり、保険料の上昇を招くことにもつながる仕組みは論外である」と意見を述べた。

また、評価指標については、指標を用いて市町村自らが予防、自立支援、重度化防止等の取組を自己点検することは意義があることとしたうえで、「個々の指標は一面的な物差しであり全体を評価することにはならない」、「様々な取組が組み合わさって効果が上がるものであることを関係者で意識しながら進めていくことに特に留意すべき」、「評価結果を公表する場合には、個々の市町村に対して表層的な優劣をつけることのないよう慎重に検討願いたい」と述べた。

国と地方のシステムワーキンググループに 河村行政委員会委員が出席

経済財政諮問会議の下に設置された「国と地方のシステムワーキング・グループ（第9回）」が11月10日開催され、地方三団体から地方自治体の基金や空家対策の状況等についてヒアリング

を行った。本会からは河村文夫行政委員会委員（東京都奥多摩町長）が出席した。

河村行政委員会委員は、地方自治体が保有する基金について、「5月の経済財政諮問会議において民間議

員から基金残高や増加幅が顕著な自治体を中心にその背景・要因について実態を把握・分析することともに、各自自治体は説明責任を果たすよう促すべきとの発言があり、「基金積立高」対「基準財政需要額」が2倍以上の58市町村が名指しされたと聞いている」としたうえで、「その際、名指しされた東京都檜原村は、職員削減等の行政改革、外部監査の導入、首長の報酬削減等を行ったうえで自

さらに自身の奥多摩町について、「三位一体改革で地方交付税が約2億円減った時、住民のための行財政運営をいかにして続けていくかに悩み、職員数を1割削減する等の行政改革を行った。地方交付税は町村に



▲意見を述べる岩田副会長



▲意見を述べる河村行政委員会委員

公明党・総務部会ヒアリングに 岩田副会長が出席

公明党は11月14日、総務部会を開催し、関係団体から平成30年度予算・税制・一般政策等に関する要望についてヒアリングを行った。本会からは岩田利雄副会長（千葉県東庄町長）が出席し、地方交付税等一般財源の確保や全国森林環境税の実現など、町村に

とつての重点事項を要望した。

とつての命綱であり、このように大幅に減額されたときの状況も委員の方には勘案していただきたい。少子

高齢化や人口減少が続く中で子育て支援やUIターンなど、将来この町をどうするかを考え、血のにじむような行革をして基金を積み立てている」と述べ、「基金の問題はそれぞれの町村が、一定の考えをもって積み立てを行っているものであるため、各町村に委ねることとし、基金の増加によって地方財政計画や歳出の削減を行うことには断固として反対である」と強調した。また、奥多摩町が平成26年の大雪災害に見舞われた際、財政調整基金によって復旧を果たした経緯を説明。災害等の問

題がいつ起こるかわからない状況下で、各自自治体が行財政運営を続けていることについての理解を求めた。次に空家対策について、「町には444戸の空家があり、その空家を利用する取組を行っている。具体的には空家等活用促進事業により若者の定住を図っていききたい」と述べた。そして土地相続の問題にも言及。国として相続対策に取り組むことを求めた。

また、歳出の効率化を推進する観点から、アウトソーシングの推進等のトップランナー方式が地方交付税

岩田副会長は、はじめに大規模災害からの復旧・復興等について、東日本大震災、熊本地震や九州北部を中心とした集中豪雨等による被災町村の一日も早い復旧・復興のための万全の措置と全国的な防災・減災対策の強化を要請。次に経済財政諮問会議等における地方自治体の基金の増加を理由に地方財政計画の歳出の適正化を行うべきであるとの議論に

関して、「地方は徹底した行政改革と財政支出の削減を行い、公共施設等の老朽化や将来の税収の変動、災害等の将来の不安に備え、各々の町村の実情に応じて基金の積み立てを

で28年度から導入され、窓口業務について検討されることになっている状況に関しては、「町村部では地理的条件等で民間委託には制約がある。窓口業務など住民生活に必要なことは、職員が住民と顔を合わせながら対応していくことが、小さな町の良さでもある」と述べた。最後に「全国には927の町村があり、過疎と高齢化で悩んでいる。東京にも過疎地域が3か所あり、23区以外の市町村の実態についても様々な議論をお願いしたい」と述べ、意見陳述を締め括った。

行っており、こうした実態を踏まえ、基金の増加を理由に歳出の削減を行うことは到底認められない」と強調した。そして「町村が自主性・自立性を発揮し、様々な施策を着実に実施して課題を克服していくために、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に命綱である地方交付税の安定的確保が不可欠である」と述べ、来年度の地方交付税等の一般財源総額の確保を要請した。

平成30年度税制改正に関する要望事項として、第一に全国森林環境税の実現をあげた。山村地域における林業従事者の高齢化や後継者不足と

活 動



▲意見を述べる汐見財政委員会委員長

自民党「予算・税制に関する政策懇談会」に 汐見財政委員会委員長が出席

自由民主党は11月14日、「予算・税制等に関する政策懇談会」を開催し、平成30年度予算・税制・政策に関する要望を聴取した。本会からは汐見明男財政委員会委員長

員長（京都府井手町長）が出席し、地方交付税等一般財源の確保や全国森林環境税の実現など、町村にとっての重点事項を要望した。

いったん厳しい状況や森林の荒廃を指摘し、「山林を多く抱える町村が国民共有のかけがえのない財産を守る

不可欠であり、全国町村会の長年の悲願である全国森林環境税の実現をお願いしたい」と述べた。

ことにより、国土保全、地球温暖化の防止、水資源のかん養など、国民一人ひとりが恩恵を受けている。町村が森林整備等に主体的に取り組むためには、安定的・恒久的な財源が

ゴルフ場利用税については、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、アクセス道路の整備、維持管理、廃棄物処理、災害防止対策、環境対策などの行政需要に使われてお

り、特に財源に乏しい町村にとって極めて重要な財源になっていることから、現行制度の堅持を強く要請した。

また、償却資産に係る固定資産税については、28年度税制改正において時限的な軽減措置が設けられ、29年度にも軽減措置が一部拡充された

立性を発揮し、諸施策を着実に実施するためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に命綱である地方交付税等の一般財源総額を確実に確保していただきたい」と述べた。

また、基金については、町村が厳しい財政状況下で徹底した行政改革を行い、財政支出の削減に努めながら災害、老朽化公共施設等の更新、将来の税収の変動等に備えていると説明したうえで、「こうした実態を踏まえ、基金の増加を理由に地方財政計画の歳出を削減することは到底認められない」と強調した。

平成30年度税制改正に関しては、はじめの要望事項として全国森林環境税の実現をあげ、「山林を多く抱える町村が、国民共有のかけがえのない財産とも言ふべき森林を守る」とにより、国土保全、地球温暖化の

ことから、「来年度以降なし崩し的な対象拡大や期間延長により、基幹税たる固定資産税の根幹が、揺らぐことはあってはならない」と述べ、町村にとって重要な基幹税である固定資産税の軽減特例措置の終了を強く求めた。

防止、水資源のかん養など、国民一人ひとりが恩恵を受けている。町村が森林整備等に主体的に取り組むためには、安定的な財源が必要であり、来年度は長年の悲願である全国森林環境税の実現を是非お願いしたい」と訴えた。

ゴルフ場利用税については、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、財源に乏しい町村にとって極めて重要な財源になっていることから、現行制度の堅持を強く要請した。

また、償却資産に係る固定資産税については、「来年度以降なし崩し的な対象拡大や期間延長により、基幹税たる固定資産税の根幹が揺らぐことはあってはならない」としたうえで、期限到来時の30年度末には、確実にこの措置を終了させることを強く求めた。

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。
かけがえのないひとときを、
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

2階には広さと設備が多様な、大小4つの
ホール・会議室。高い機能性を持ち、さま
ざまな演出が可能です。会議・研修、パー
ティーなどに幅広くご利用いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



☆カジュアルレストラン「ペルラン」：ランチタイム11:00～14:00／ティータイム14:00～17:00／ディナータイム17:00～22:00(21:30ラストオーダー)
☆和食処「さいから」：ランチタイム11:30～14:30(14:00ラストオーダー)／ディナータイム17:00～22:00(21:30ラストオーダー) ※「さいから」は土、日祝日休

客室のご案内	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 17室	週末・祝日の 宿泊ご利用は 特別サービス (最大20%割引) 地図：永田町駅3番出口徒歩1分 永田町合同庁舎 国立国会図書館 参議院議員会館 至日比谷
	和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)			

お電話でのご予約・
お問い合わせは

WEBからのご宿泊予約は、特別料金(部屋数限定)がございます。

全国町村会館

検索

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
FAX.03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

